

物件番号 1

障害者生活支援施設跡地

予定価格

1 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円

物件調書

財産の名称	障害者生活支援施設跡地
所在地	和歌山市六十谷字池ノ上490番5

【土地】

【土地】

公簿面積(実測)		574.30	(574.30)	m ²	地目	宅地		現況	宅地
幅員及び接道状況		南側で幅員約2.6～4.0mの舗装市道(有功38号線)に南東端でほぼ等高、南西端で約1.6m程度高位で接面							
法令等に基づく制限	都市計画区域	都市計画区域・市街化区域							
	用途地域	第一種低層住居専用地域			建ぺい率		50%	容積率	100%
	防火地域	建築基準法第22条(屋根不燃区域)			高度地区		-		
	風致地区	-			日影規制		-		
	その他制限	宅地造成等工事規制区域、景観計画区域、屋外広告物区域、(建築物)高さ制限あり10m							
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	-				
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事業所名			連絡先		施設整備状況	
	電 気	可							
	公営水道	有	和歌山市水道料金センター			073-435-1298			
	公共下水道	無							
	都市ガス	無							
	特記事項								
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合								
最寄りの公共機関等 (徒歩・自動車での所要時間)		JR西日本(阪和線)六十谷駅			徒歩	約 5 分	自動車	約 1 分	
		和歌山市立和歌山高等学校			徒歩	約 12 分	自動車	約 3 分	
		北コミュニティセンター			徒歩	約 25 分	自動車	約 5 分	
		和歌山北インターチェンジ			徒歩	約 28 分	自動車	約 6 分	
近隣の状況等		最寄駅、バス停、金融機関、病院、日用品店舗、中学校等は徒歩約10分圏内に所在する。							
交通機関		JR西日本阪和線「六十谷」駅の北西方約400mの地点 和歌山バス「六十谷」停留所の北西方約450mの地点							

【土地】

備考欄	・当該敷地は障害者生活支援施設跡地です。 ・建物等については令和5年10月31日に撤去が完了し更地になっています。 ・当該敷地内には、目視確認にて下記の物が残存していますが、その他、残存物がある可能性があります。 ○バリアー(別紙写真①) ○排水溝(別紙写真④⑤) ○水道管(別紙写真⑥) ○排水口(別紙写真⑦⑧⑨⑩) ○敷地外周フェンス(別紙写真⑫⑬⑭⑮) 上記排水管及び排水口に接続する排水管等が敷地内に埋設されている可能性があります。 ・上記残存物含め現状有姿での引き渡しとなるため、これらの撤去等に係る費用は買受人の負担となります。 ・上水道【量水器ボックス】は敷地内(別紙写真⑪)にあります。水道を開栓せずに引き渡しするため開栓の際は、和歌山市(和歌山市水道料金センター)に相談してください。 ・当該敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地のため、文化財が出土した場合は、和歌山市(文化振興課)へ相談してください。 ・公共下水道はありません。 ・和歌山市においては、令和7年4月1日に宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始しています。 ・本物件が電波障害の対象地域と判明した場合、共聴ケーブル(共用アンテナ)また、有料ケーブル等を利用する必要があります。この場合、それに係る費用(設備、新規加入料、及び月々の受信料等)は買受人の負担となります。 ・埋設物調査、土壌汚染、地盤に関する調査は実施しておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、和歌山県は責任を負いません。 ・記載事項と現状が異なる場合は現状を優先します。 ・建築時に、道路後退(セットバック)があります。 ・当該敷地の使用(工事等)にあたっては、近隣住民への配慮を忘れないようお願いします。 ・物件調書は参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、参加者自身において、現地確認及び諸規制についての確認をお願いします。 ・上記の記載事項を含め、隣接所有者、近隣者または関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、和歌山県は協議または協議の結果について一切関与いたしません。 ・詳細については、管財課に問い合わせください。
-----	---

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	1700000423505
地図番号	G7-41-4	筆界特定	余白		
所 在	和歌山市六十谷字池ノ上			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 部	原因及びその日付〔登記の日付〕	
490番5	田	⑩	404		490番1から分筆 〔昭和38年3月7日〕
余白	余白	⑩	320		③490番5、490番7に分筆 〔昭和38年10月3日〕
余白	宅地		363	63	②③昭和39年1月9日地目変更 〔昭和39年1月14日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日
余白	余白		574	30	③錯誤③490番6を合筆 国土調査による成果 〔平成27年2月26日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成6年9月21日 第31486号	原因 平成6年8月26日寄付 所有者 和 歌 山 県 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日
2	合併による所有権登記	余白	所有者 和 歌 山 県 平成27年2月26日登記



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年9月11日
和歌山地方務局

登記官

芝 正 教



- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D71392 (1/6)

1/1

イ 490-12
ロ 490-15

(座標値種別：測量成果)

-73106.891



-192253.866

-19227.866

-73231.891

(座標値種別：測量成果)



請求部	所 在	和歌山市六十谷字池ノ上					地 番	490番5		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅵ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成25年3月				備付年月日(原図)	平成27年2月26日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年9月11日
和歌山地方方法務局
登記官

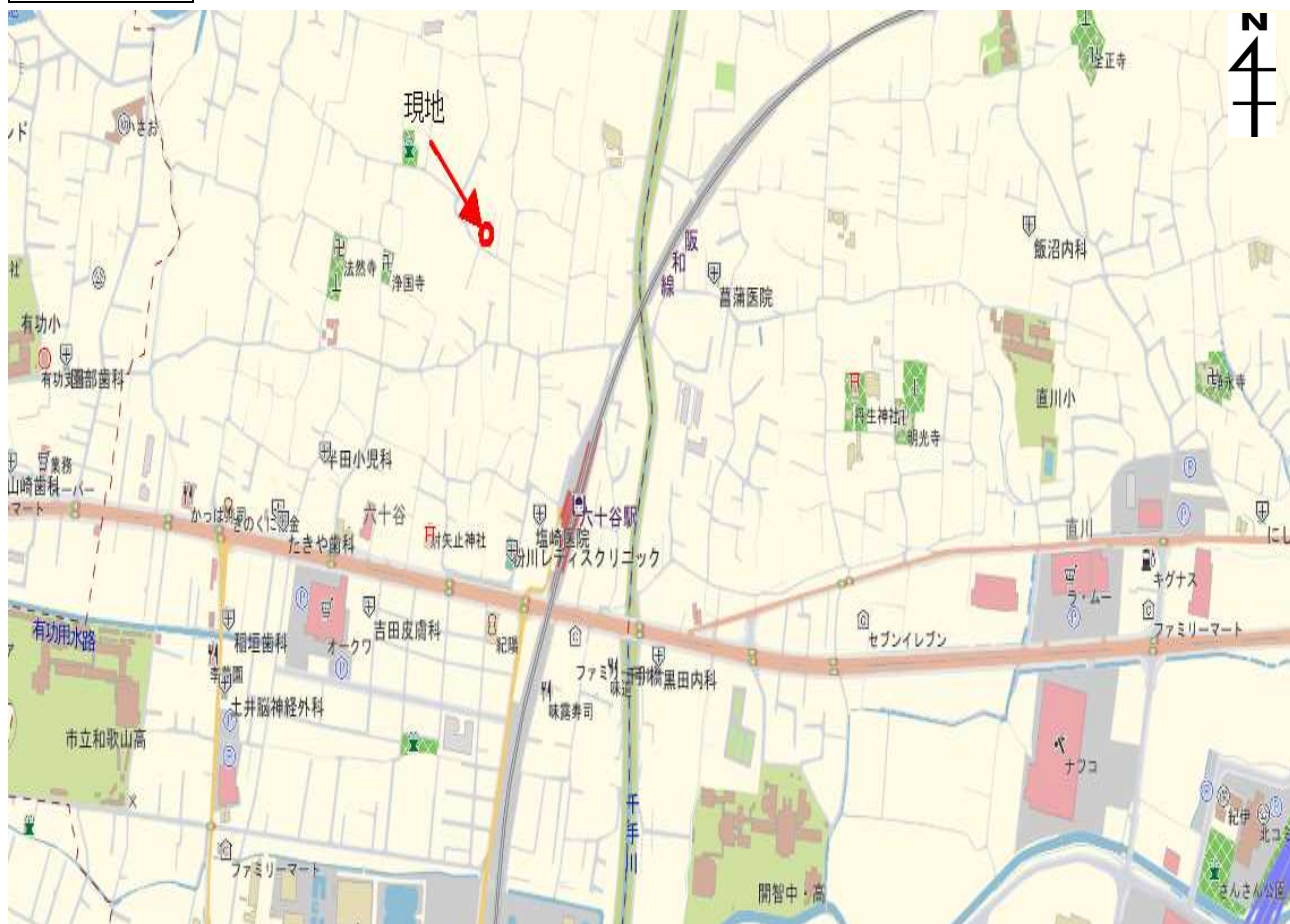
請求番号：27-1
(1/1)

芝正教

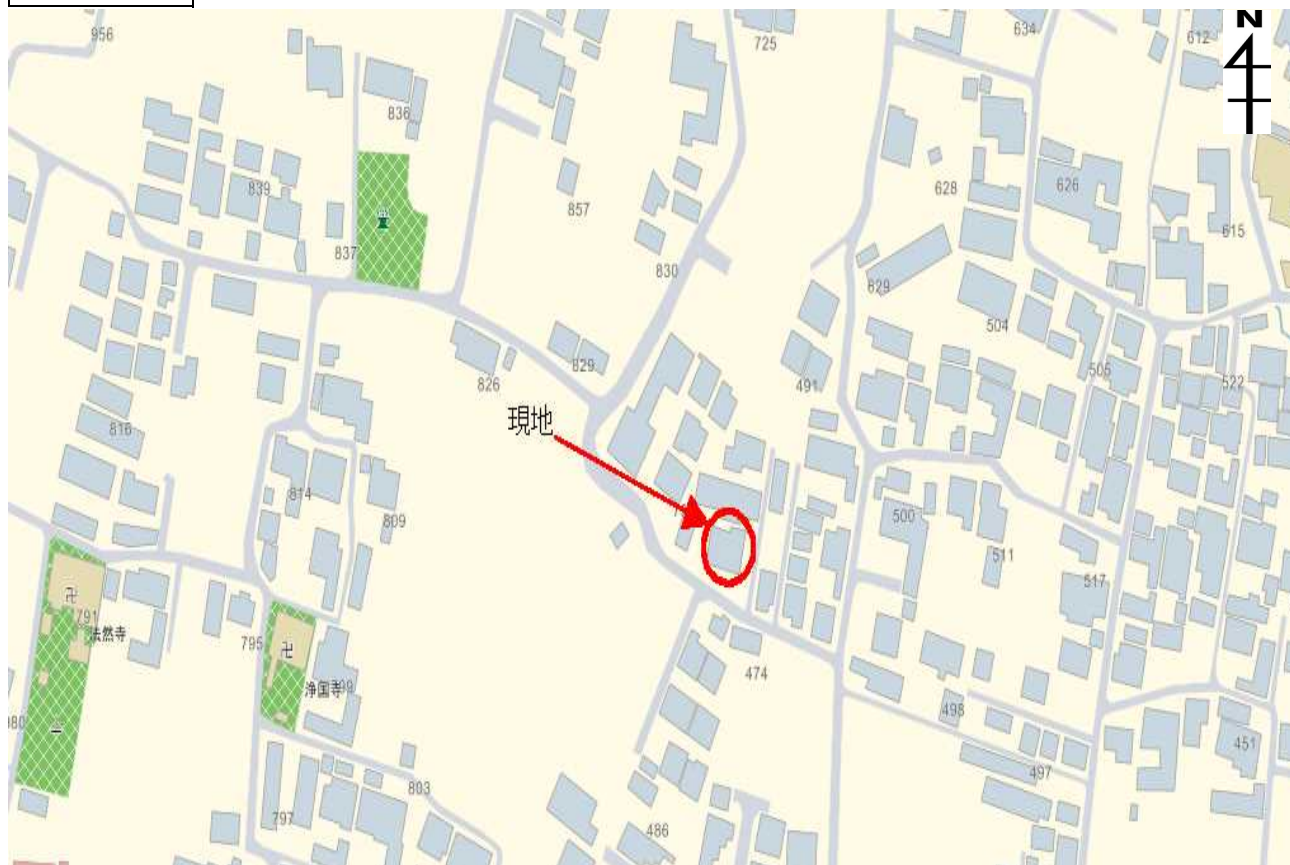


公用

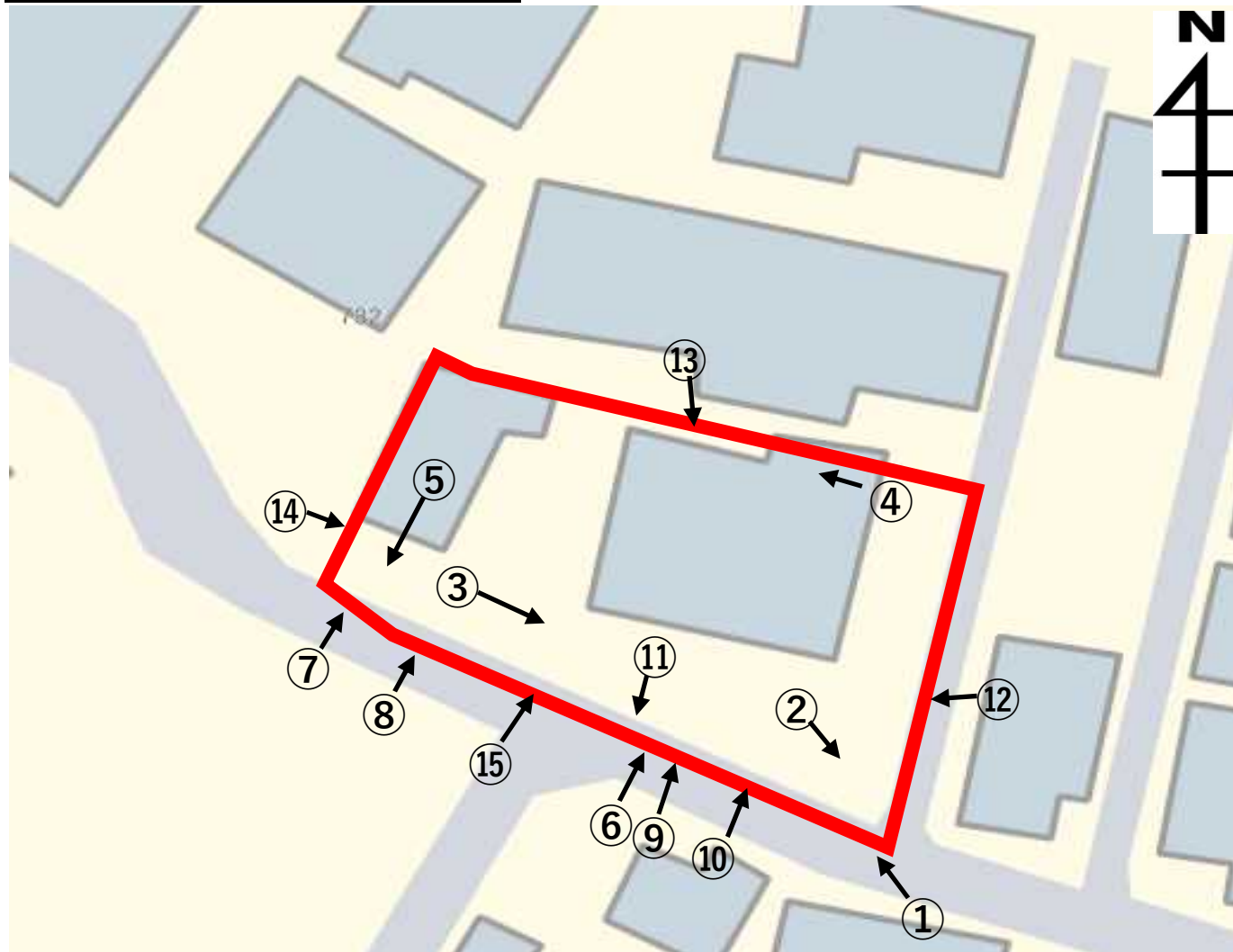
位置図



拡大図



写真撮影位置



①バリカー



④敷地内排水溝



②入口周辺



⑤敷地内排水溝



③西から東



⑥敷地外水道管



⑦排水口



⑩排水口



⑧排水口



⑪敷地内量水器ボックス



⑨排水口



⑫敷地外周フェンス



⑬敷地外周フェンス



⑭敷地外周フェンス



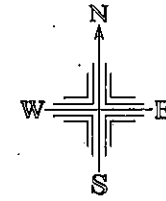
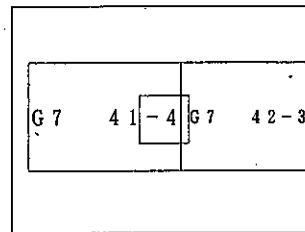
⑮敷地外周フェンス



S=1:250

一筆図形

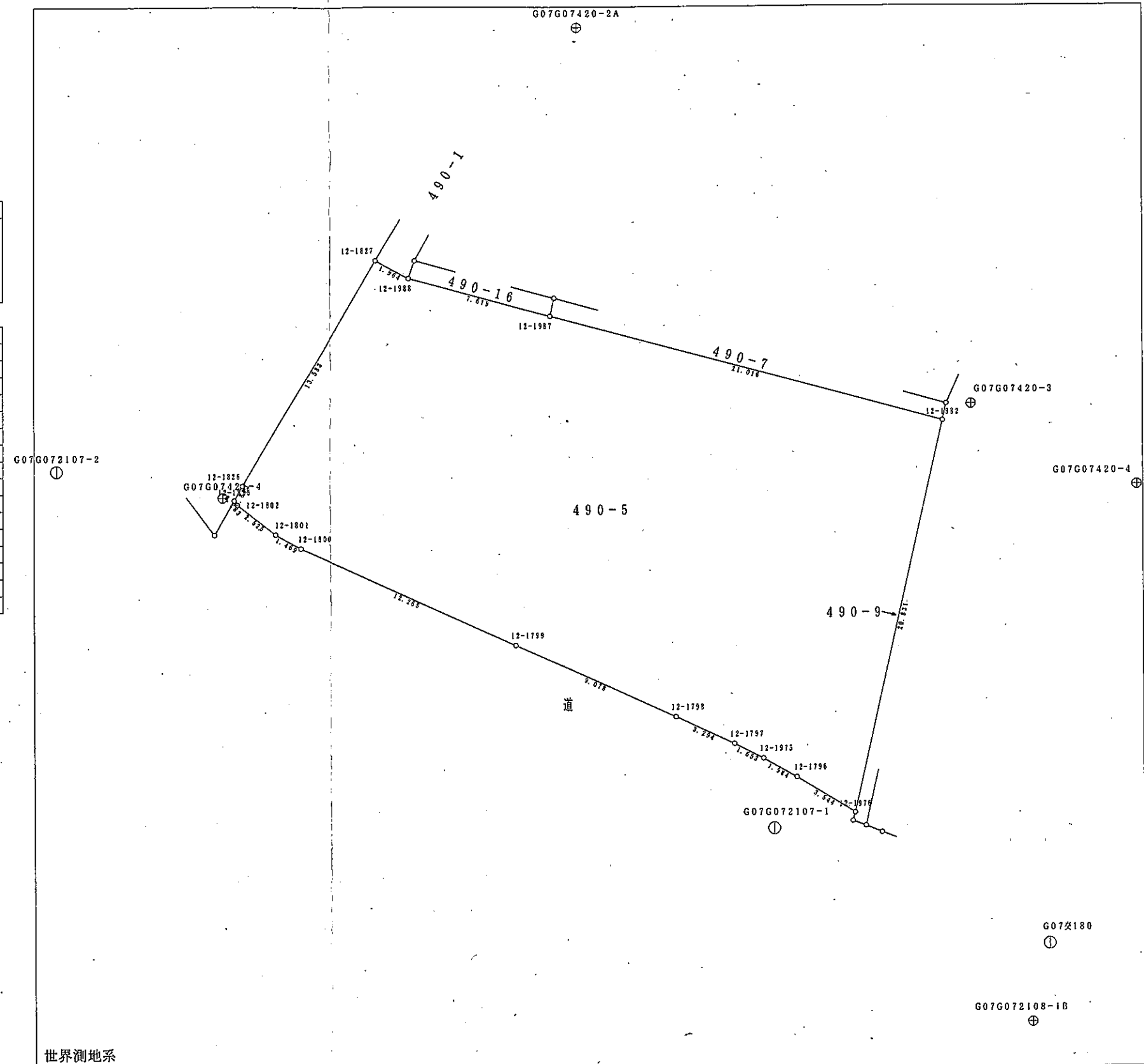
ページ1



地番一覧表	
所在	六十谷字池ノ上
地番	490-5
登記地目	宅地
登記面積	574.30㎡
計算面積	574.3072610㎡

所在 六十谷字池ノ上 地番 490-5			
点番	X座標値	Y座標値	辺長 (m)
12-1827	-192176.522	-73180.405	13.583
12-1988	-192177.458	-73178.678	1.964
12-1987	-192179.439	-73171.321	7.619
12-1982	-192184.901	-73151.027	21.016
12-1976	-192205.211	-73155.656	20.831
12-1796	-192203.378	-73158.689	3.544
12-1975	-192202.400	-73160.415	1.984
12-1797	-192201.643	-73161.884	1.653
12-1798	-192200.239	-73164.864	3.294
12-1799	-192196.515	-73173.143	9.078
12-1800	-192191.469	-73184.322	12.265
12-1801	-192190.735	-73185.595	1.469
12-1802	-192189.184	-73187.587	2.525
12-1825	-192188.957	-73187.756	0.283
12-1826	-192188.203	-73187.337	0.863

基準点番号	X座標値	Y座標値
G07G072107-1	-192206.023	-73159.873
G07G072107-2	-192187.436	-73196.956
G07G072108-1B	-192216.068	-73146.485
G07G07420-2A	-192164.440	-73169.941
G07G07420-3	-192184.048	-73149.538
G07G07420-4	-192188.261	-73140.945
G07G07421-4	-192188.832	-73188.356
G07交180	-192212.014	-73145.580



世界測地系

物件番号 2

無憂園跡地

予定価格

4, 8 5 0, 0 0 0 円

物件調書

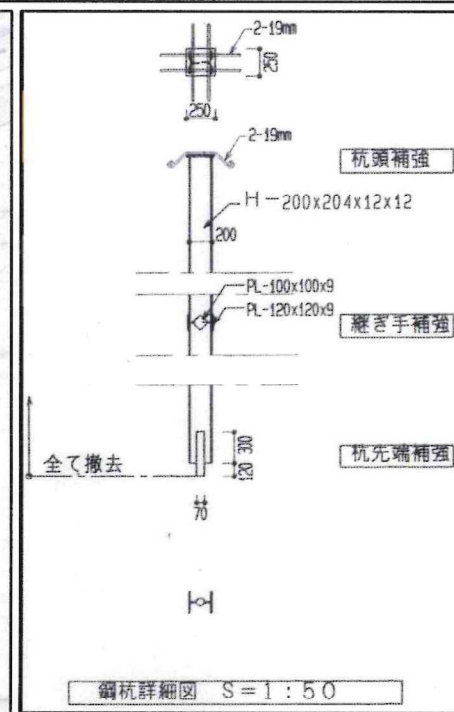
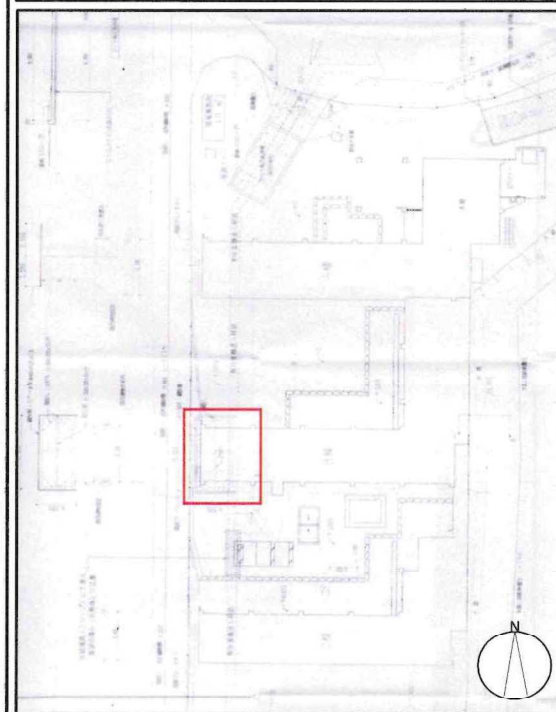
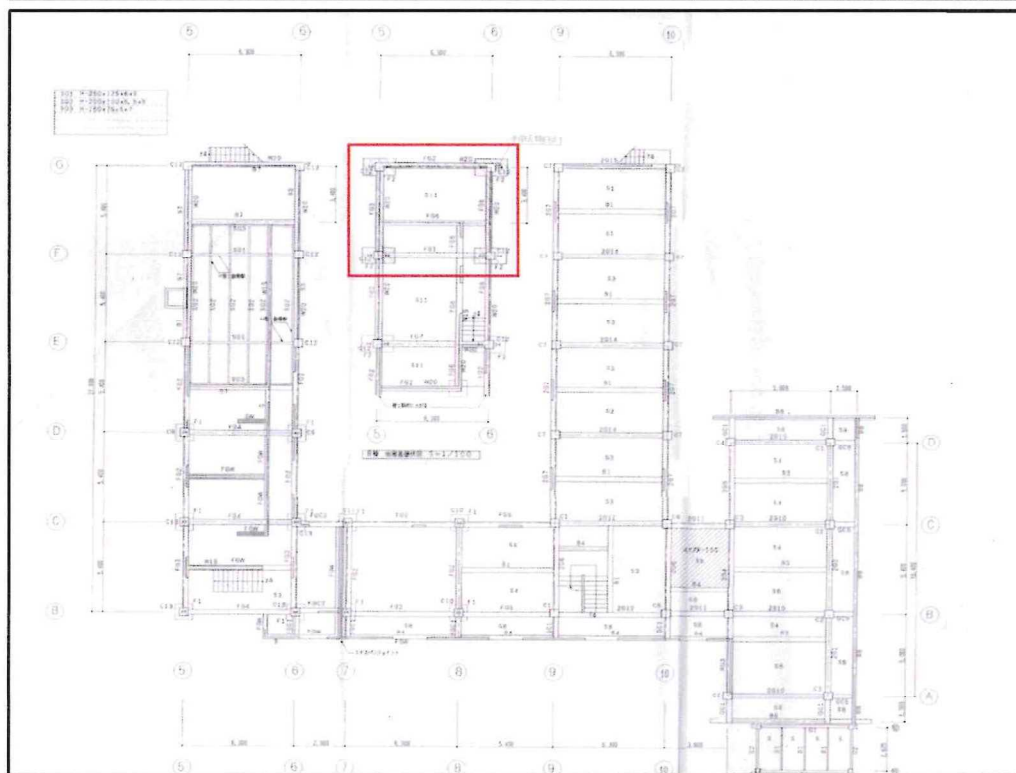
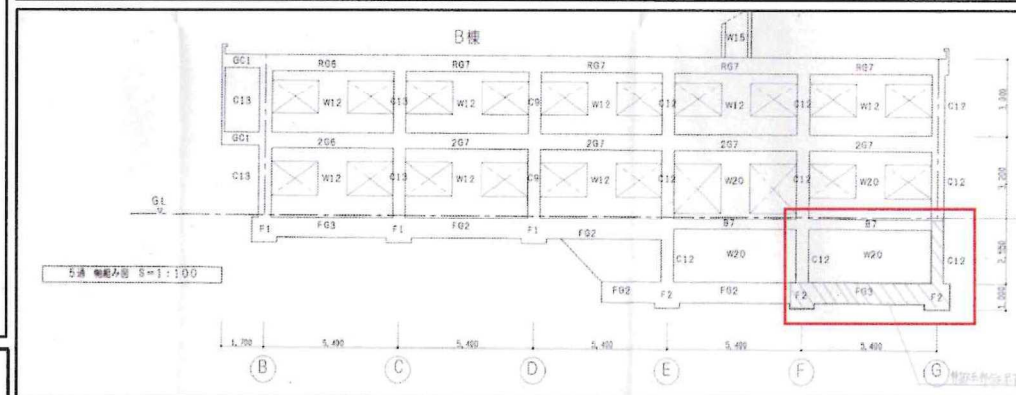
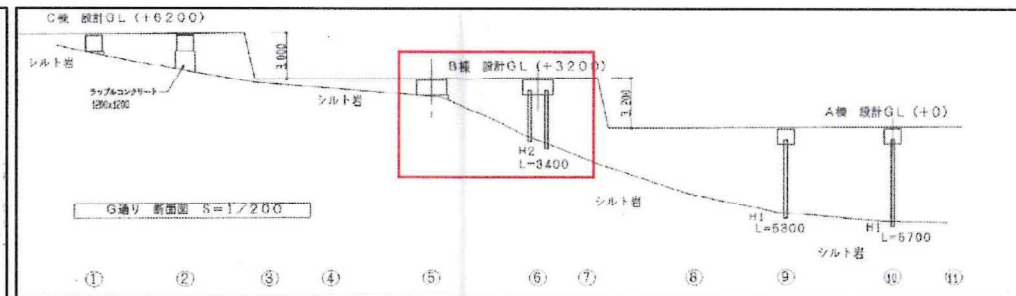
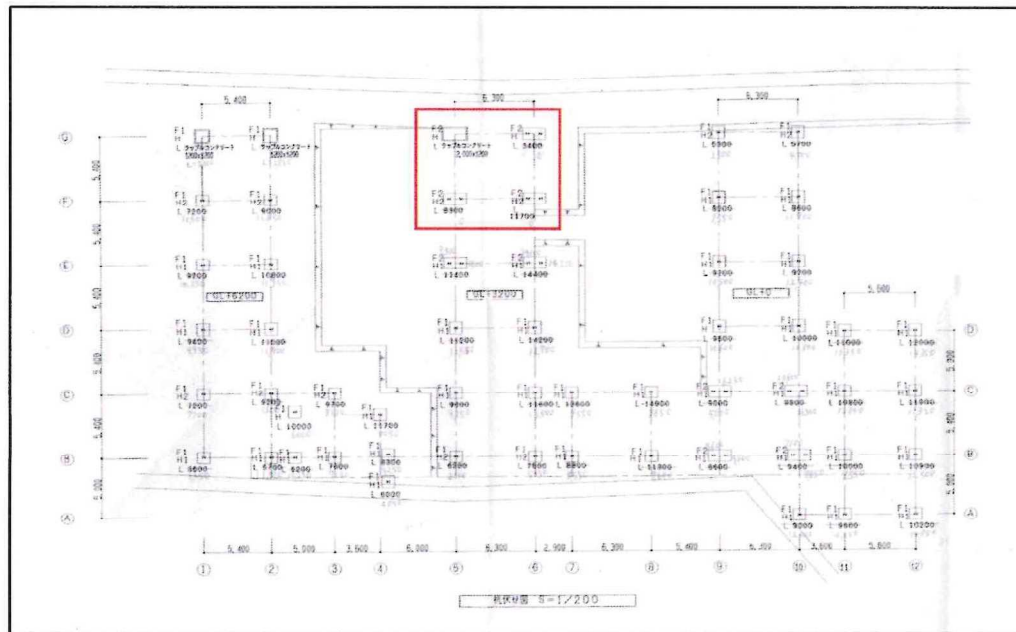
財産の名称	無憂園跡地
所在地	①西牟婁郡白浜町椿字椿1062番6 ②西牟婁郡白浜町椿字椿1062番50

【土地】

公簿面積(実測)		①2,680.84 ②454	①(2,680.84) ②(454)	m ²	地目	①宅地 ②公衆用道路	現況	①宅地 ②公衆用道路
幅員及び接道状況		北側で幅員約8mの舗装町道(伊勢ヶ谷線)にほぼ等高で接面						
法令等に基づく制限	都市計画区域	都市計画区域外						
	用途地域	-			建ぺい率	-	容積率	-
	防火地域	-			高度地区	-		
	風致地区	-			日影規制	-		
	その他制限	宅地造成等工事規制区域、土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜地の崩壊) 土砂災害特別警戒区域(一部急傾斜地の崩壊)、景観計画区域、和歌山県屋外広告物条例						
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	-			
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事業所名			連絡先		施設整備状況
	電 気	可						
	公営水道	可	白浜町上下水道課業務係			(直通)0739-45-2000		
	公共下水道	無						
	都市ガス	無						
	特記事項							
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
最寄りの公共機関等 (徒歩・自動車での所要時間)		明光バス椿温泉停留所			徒歩	約 4 分	自動車	約 1 分
		白浜町役場椿出張所			徒歩	約 17 分	自動車	約 4 分
		JR西日本(紀勢本線)椿駅			徒歩	約 27 分	自動車	約 6 分
		南紀白浜インターチェンジ			徒歩	約 88 分	自動車	約 12 分
近隣の状況等		最寄駅、バス停等は徒歩約10分圏内に所在する。						
交通機関		JR西日本紀勢本線「椿」駅の南西方約2.1kmの地点 明光バス「椿温泉」停留所の南方約270mの地点						

【土地】

備考欄	・当該敷地は軽費老人ホーム無憂園の跡地です。 ・建物等については平成22年8月7日に撤去が完了し更地になっています。 ・当該敷地西側舗装道路は、建築基準法上の道路ではありません。 ・当該敷地内には、複数の段差があります。 ・当該敷地内には、目視確認にて下記の物が残存していますが、その他、残存物がある可能性があります。 ○敷地外周フェンス(一部ガードレール) ○排水溝 ○擁壁 ○石積み ・当該敷地内地中に、旧建物の鋼杭、ラップルコンクリート、基礎、梁、柱及び壁が存在しています。(別紙参照) ・上記残存物含め現状有姿での引き渡しとなるため、これらの撤去等に係る費用は買受人の負担となります。 ・公共下水道はありません。 ・1062-50にある土留め擁壁について、一部私有地に越境しています。(越境合意書あり)隣接地との境界部分を現況から変更する場合には、隣接地所有者と調整を行ってください。 ・令和7年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始しています。 ・本物件が電波障害の対象地域と判明した場合、共聴ケーブル(共用アンテナ)また、有料ケーブル等を利用する必要があります。この場合、それに係る費用(設備、新規加入料、及び月々の受信料等)は買受人の負担となります。 ・埋設物調査、土壌汚染、地盤に関する調査は実施しておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、和歌山県は責任を負いません。 ・記載事項と現状が異なる場合は現状を優先します。 ・当該敷地の使用(工事等)にあたっては、近隣住民への配慮を忘れないようお願いします。 ・物件調書は参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、参加者自身において、現地確認及び諸規制についての確認をお願いします。 ・上記の記載事項を含め、隣接所有者、近隣者または関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、和歌山県は協議または協議の結果について一切関与いたしません。 ・詳細については、管財課に問い合わせください。
-----	---



解体建物の存置部分を示す

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成14年10月9日	不動産番号	1702000360486
地図番号	G37-34-3、G37-44-1	筆界特定	余白		
所 在	西牟婁郡白浜町椿字椿				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1062番6	山林	3851		1062番5から分筆	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年10月9日	
余白	宅地	3405	34	年月日不詳一部地目変更 ③錯誤 ③1062番6、1062番49、1062番50に分筆 ②③年月日不詳地目変更 国土調査による成果 〔平成30年12月12日〕	
余白	余白	3332	69	③1062番6、1062番53に分筆 〔令和6年11月25日〕	
余白	余白	2680	84	③1062番6、1062番54に分筆 〔令和7年3月4日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 - そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和38年11月20日 第3573号	原因 昭和38年9月3日売買 所有者 和 歌 山 県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年10月9日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年3月6日
和歌山地方法務局田辺支局

登記官

内 藤 純 治

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D85716 (1 / 2)

1 / 1



表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1702010133313
地図番号	G37-34-3、G37-44-1	筆界特定	余 白		
所 在	西牟婁郡白浜町椿字椿			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1062番50	公衆用道路	454		1062番6から分筆 国土調査による成果 〔平成30年12月12日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和38年11月20日 第3573号	原因 昭和38年9月3日売買 所有者 和 歌 山 県 順位1番の登記を転写 平成30年12月12日登記



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(和歌山地方法務局田辺支局管轄)

令和6年5月20日

和歌山地方法務局

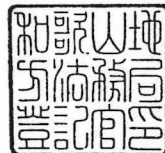
登記官

芝 正 教

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K13090 (2 / 2)





地番区域見出

椿

請求部	所在	西牟婁郡白浜町椿字椿				地番	1062番6			
出力縮	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(和歌山地方法務局田辺支局管轄)

令和7年4月23日

和歌山地方法務局

請求番号：11-1

登記官

芝正教





地番区域見出	椿
--------	---

請求部分	所在	西牟婁郡白浜町椿字椿				地番	1062番50			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(和歌山地方法務局田辺支局管轄)

令和7年4月23日

和歌山地方法務局

請求番号：11-3

登記官

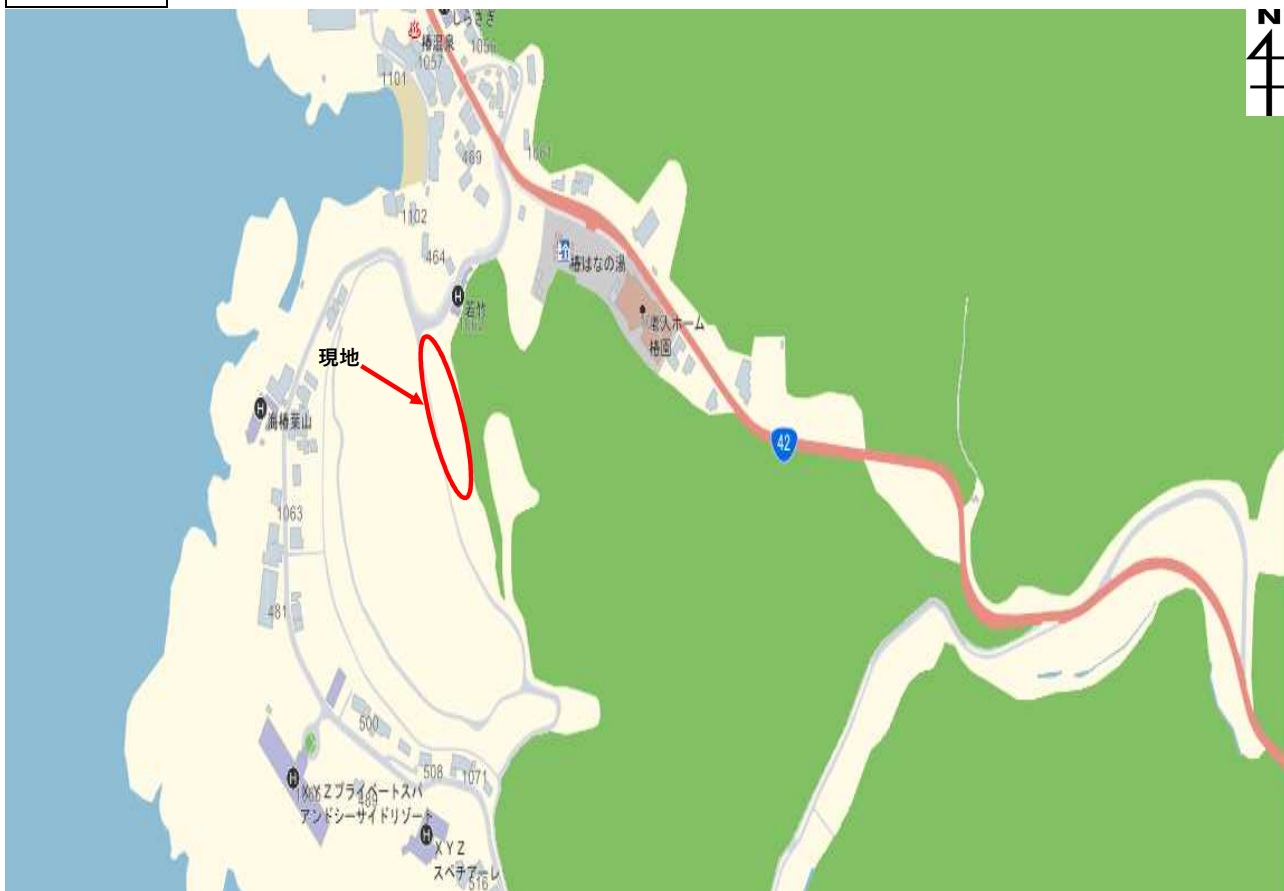
芝正教



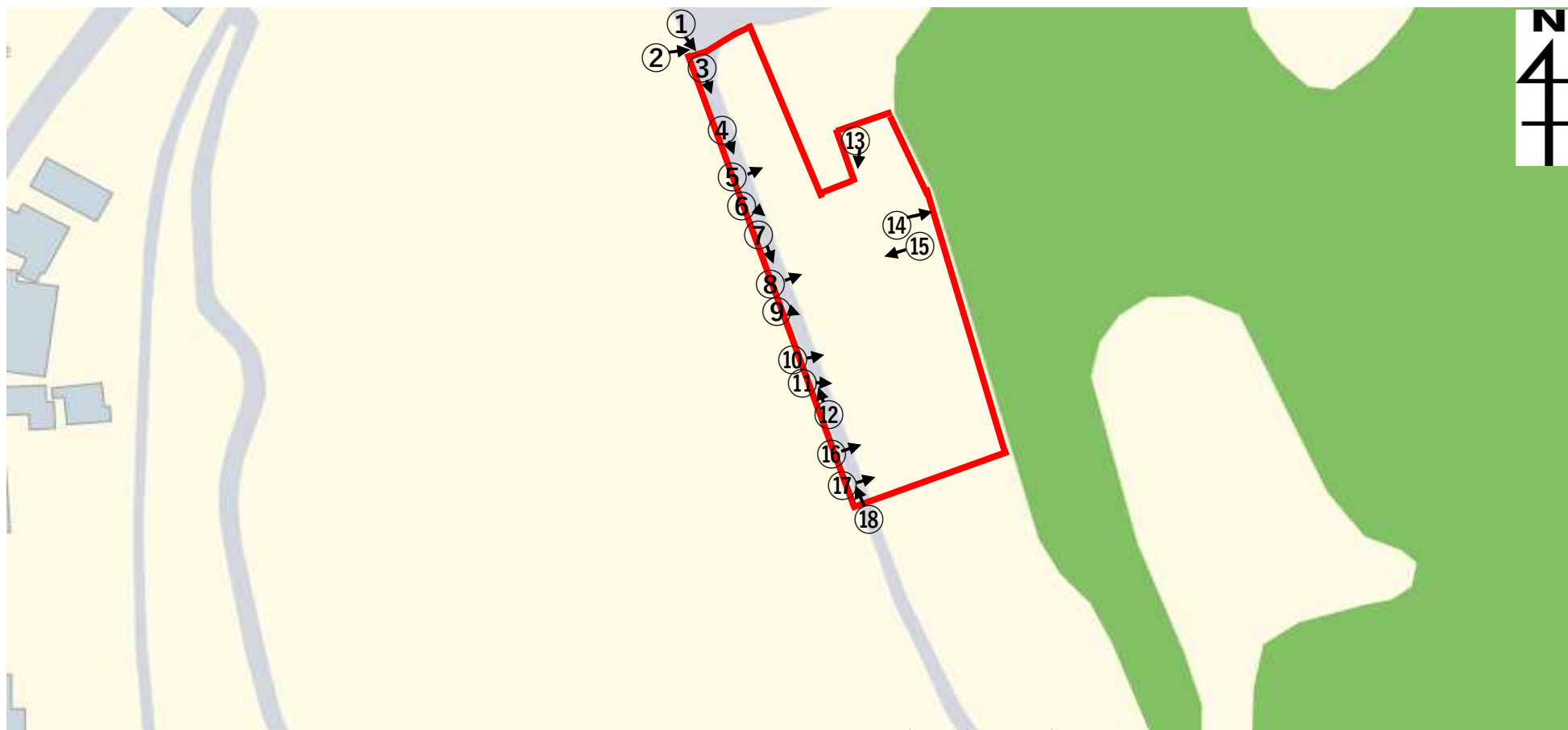
位置図



擴大圖



写真撮影位置



①北西から南



④北西から南西



②北西から北東



⑤敷地内排水溝



③北西から南西



⑥敷地内段差



⑦ 西から南西



⑩ 西から東



⑧ 敷地内段差



⑪ 敷地内段差



⑨ 敷地内段差



⑫ 南西から北西



⑬ 北から南



⑯ 南西から南東



⑭ 敷地内排水溝



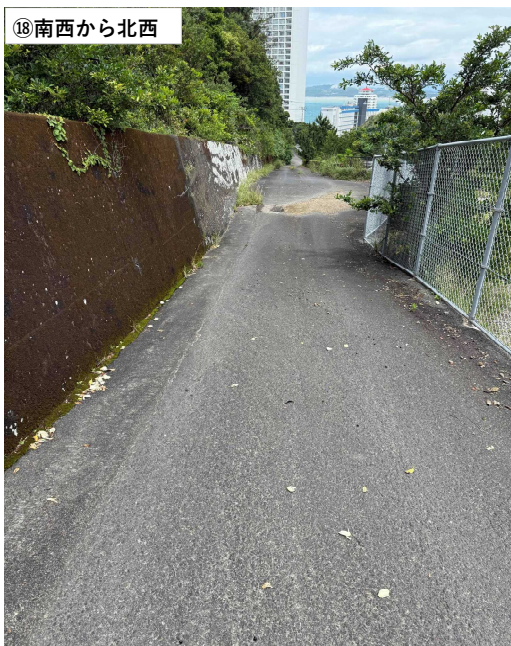
⑰ 敷地内排水溝



⑮ 東から西



⑱ 南西から北西



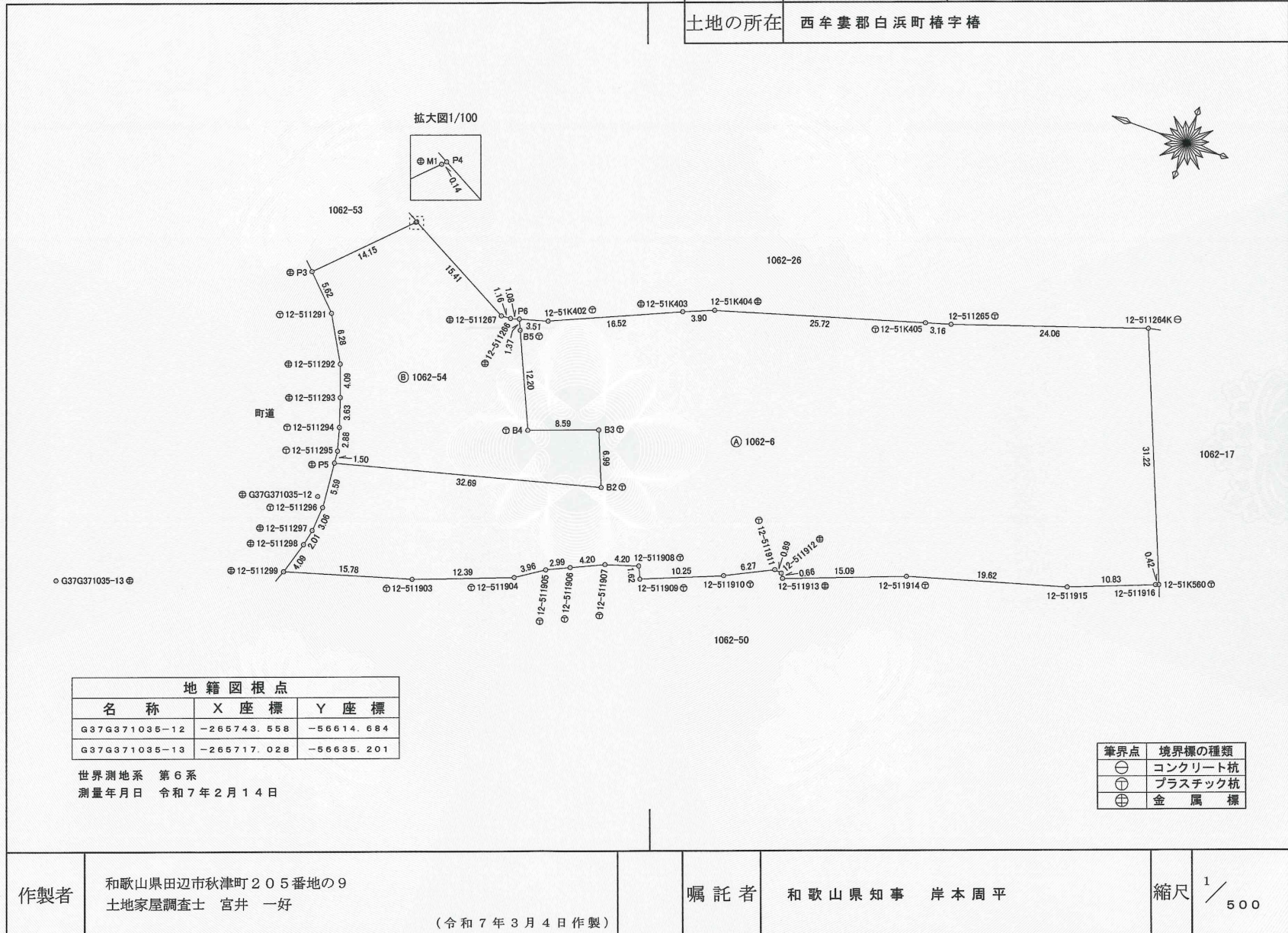
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(和歌山地方事務局田辺支局管轄)
令和7年4月23日
和歌山地方事務局

登記官

芝正教



地番	Ⓐ 1062-6 Ⓑ 1062-54	地積測量図	1/2
土地の所在	西牟婁郡白浜町椿字椿		



登記年月日：令和7年3月4日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(和歌山地方事務局田辺支局管轄)
令和7年4月23日
和歌山地方事務局

登記官

芝正教



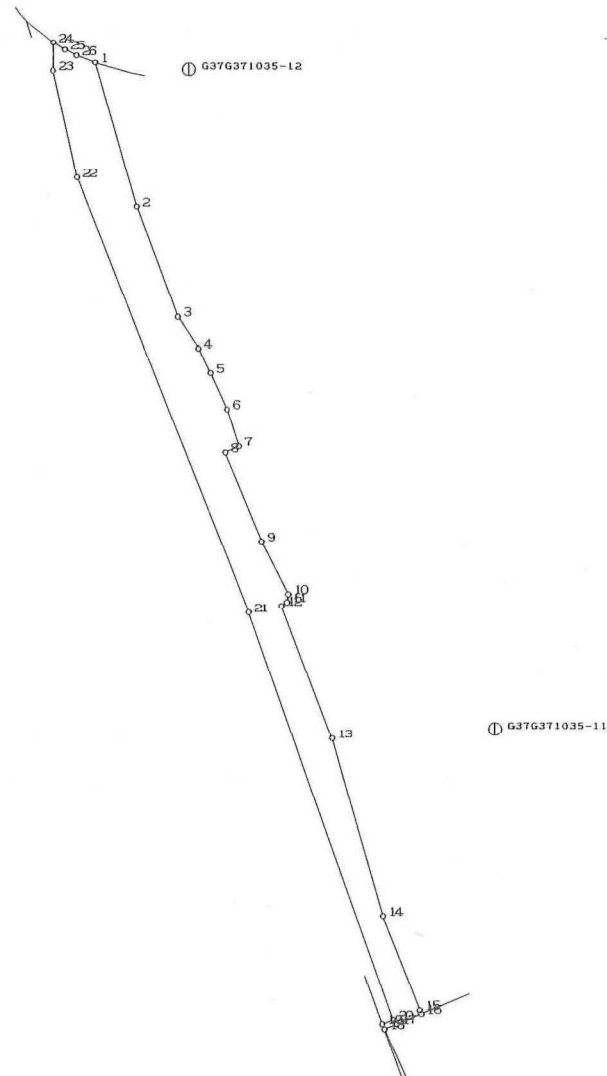
地番	① 1062-6 ② 1062-54	地積測量図	2/2
土地の所在	西牟婁郡白浜町椿字椿		

求積表

地番	② 1062-54			
NO	X _n	Y _n	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})	距離
P4	-265743.677	-56579.079	1922921.246772	15.41
12-511267	-265757.230	-56586.411	1925676.888580	1.16
12-511266	-265758.391	-56586.325	-100722.430189	1.08
P6	-265759.434	-56586.032	254331.778338	1.37
B5	-265759.997	-56587.282	3289045.722872	12.20
B4	-265765.012	-56598.408	2174755.093196	8.59
B3	-265773.080	-56595.465	936850.107000	6.99
B2	-265775.728	-56601.933	3910358.286064	32.69
P5	-265744.096	-56610.178	1793241.159808	1.50
12-511295	-265743.966	-56608.681	-1135258.222752	2.88
12-511294	-265743.196	-56605.906	-1653985.651904	3.63
12-511293	-265742.072	-56602.457	-1937525.446952	4.09
12-511292	-265740.673	-56598.615	-2470591.036881	6.28
12-511291	-265737.552	-56593.160	-2506170.852912	5.62
P3	-265733.575	-56589.184	-3716284.046375	14.15
M1	-265743.581	-56579.175	-2685338.886005	0.14
合計			1303.708660	
合計面積			651.8543300	
地積			651.85 m ²	

地番	① 1062-6			
NO	X _n	Y _n	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})	距離
P6	-265759.434	-56586.032	-584670.754800	3.51
12-51K402	-265762.812	-56585.082	-2027238.729936	16.52
12-51K403	-265777.925	-56578.404	-2167950.534225	3.90
12-51K404	-265781.536	-56576.925	-2327980.473824	25.72
12-51K405	-265806.203	-56569.645	-2172168.290916	3.16
12-511265	-265809.234	-56568.753	-2287820.077038	24.06
12-511264K	-265832.022	-56561.038	5632183.050114	31.22
12-51K560	-265843.814	-56589.940	7723560.328142	0.42
12-511916	-265843.427	-56590.091	1086236.242722	10.83
12-511915	-265833.338	-56594.026	2489529.210370	19.62
12-511914	-265814.483	-56599.456	2869201.529502	15.09
12-511913	-265800.376	-56604.820	1279297.209688	0.66
12-511912	-265800.005	-56604.269	-183667.803455	0.89
12-511911	-265799.124	-56604.129	708088.866336	6.27
12-511910	-265793.519	-56606.933	1775234.913401	10.25
12-511909	-265784.027	-56610.808	639210.584935	1.62
12-511908	-265783.357	-56609.338	-51827.754615	4.20
12-511907	-265779.353	-56610.613	805311.439590	4.20
12-511906	-265775.533	-56612.368	807160.293721	2.99
12-511905	-265772.829	-56613.650	920902.852485	3.96
12-511904	-265769.524	-56615.833	1751421.163160	12.39
12-511903	-265757.939	-56620.240	2358335.950686	15.78
12-511299	-265742.802	-56624.707	143235.370278	4.09
12-511298	-265743.940	-56620.779	-1568686.477820	2.01
12-511297	-265744.339	-56618.804	-1336162.536492	3.06
12-511296	-265744.582	-56615.751	-2292312.764332	5.59
P5	-265744.096	-56610.178	-3672051.918528	32.69
B2	-265775.728	-56601.933	-3910358.286064	6.99
B3	-265773.080	-56595.465	-936850.107000	8.59
B4	-265765.012	-56598.408	-2174755.093196	12.20
B5	-265759.997	-56587.282	-3289045.722872	1.37
合計			5361.680017	
合計面積			2680.8400085	
地積			2680.84 m ²	

作製者	和歌山県田辺市秋津町205番地の9 土地家屋調査士 宮井 一好 (令和7年3月4日作製)	嘱託者	和歌山県知事 岸本周平	縮尺	1/
-----	--	-----	-------------	----	----



座 標 求 積 表 (世界測地系)

No.	点 名	X 座 標	Y 座 標	辺 長
1	[12-511299]	-265742.802	-56624.707	15.782
2	[12-511903]	-265757.939	-56620.240	12.395
3	[12-511904]	-265769.524	-56615.833	3.961
4	[12-511905]	-265772.829	-56613.650	2.993
5	[12-511906]	-265775.533	-56612.368	4.201
6	[12-511907]	-265779.353	-56610.613	4.202
7	[12-511908]	-265783.357	-56609.338	1.615
8	[12-511909]	-265784.027	-56610.808	10.252
9	[12-511910]	-265793.519	-56606.933	6.267
10	[12-511911]	-265799.124	-56604.129	0.892
11	[12-511912]	-265800.005	-56604.269	0.661
12	[12-511913]	-265800.376	-56604.820	15.092
13	[12-511914]	-265814.483	-56599.456	19.621
14	[12-511915]	-265833.338	-56594.026	10.829
15	[12-511916]	-265843.427	-56590.091	0.415
16	[12-51K560]	-265843.814	-56589.940	2.843
17	[12-511257]	-265844.888	-56592.572	1.419
18	[12-51K176]	-265845.424	-56593.886	0.587
19	[12-511255]	-265844.890	-56594.130	1.255
20	[12-511256]	-265844.442	-56592.958	46.011
21	[12-511305]	-265801.067	-56608.317	49.697
22	[12-511304]	-265754.862	-56626.616	11.493
23	[12-511303]	-265743.667	-56629.215	3.011
24	[12-511302]	-265740.656	-56629.193	1.476
25	[12-511301]	-265741.437	-56627.942	1.402
26	[12-511300]	-265742.071	-56626.691	2.114

計算面積	154.7232770
面 積	454.72 m ²
坪 数	137.6 坪

この写しは、国土調査法第17条第1項
の規定による、本閲覧時の書類である。

図根点の座標表 (世界測地系)

点 名	X 座 標	Y 座 標
G37G371035-11	-265813.499	-56582.053
G37G371035-12	-265743.558	-56614.684

物件番号 3

和歌山（長山）教職員住宅跡地

予定価格

8, 740, 000 円

物件調書

財産の名称	和歌山(長山)教職員住宅跡地
所在地	①紀の川市貴志川町長山字荒子谷277番480 ②紀の川市貴志川町長山字荒子谷277番481

【土地】

公簿面積(実測)		①244.95 ②243.31	①(244.95) ②(243.31)	m ²	地目	①宅地 ②宅地	現況	①宅地 ②宅地
幅員及び接道状況		南側で幅員約5.0mの舗装市道(西88号線)に約1.2m高位で接面						
法令等に基づく制限	都市計画区域	都市計画区域・非線引都市計画区域						
	用途地域	-			建ぺい率	70%	容積率	200%
	防火地域	-			高度地区	-		
	風致地区	-			日影規制	-		
	その他制限	宅地造成等工事規制区域、自然保全地区、土砂災害警戒区域(一部土石流)、景観計画区域、屋外広告物区域						
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	-			
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事業所名			連絡先		施設整備状況
	電 気	可						
	公営水道	可	紀の川市上下水道経営課料金班			(代表)0736-77-2511		
	公共下水道	可	紀の川市下水道課下水道管理班			(代表)0736-77-2511		
	都市ガス	無						
	特記事項							
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
最寄りの公共機関等 (徒歩・自動車での所要時間)		和歌山電鐵貴志川線西山口駅			徒歩	約 9 分	自動車	約 2 分
		和歌山電鐵貴志川線大池遊園駅			徒歩	約 15 分	自動車	約 3 分
		和歌山県立貴志川高等学校			徒歩	約 34 分	自動車	約 7 分
		貴志川生涯学習センター			徒歩	約 38 分	自動車	約 8 分
近隣の状況等		日用品店舗、小学校、医院、金融機関等は徒歩約30分圏内に所在する。						
交通機関		和歌山電鐵貴志川線「西山口」駅の北西方約700mの地点 和歌山電鐵貴志川線「大池遊園」駅の北方約1.2kmの地点						

【土地】

備考欄	・当該敷地は和歌山(長山)教職員住宅跡地です。 ・建物等については令和6年3月8日に撤去が完了し更地になっています。 ・当該敷地内には、目視確認にて下記の物が残存していますが、その他、残存物がある可能性があります。 ○敷地外周杭 ○トラロープ ○防草シート ○排水溝 ○量水器ボックス ・上記残存物含め現状有姿での引き渡しとなるため、これらの撤去等に係る費用は買受人の負担となります。 ・上水道【量水器ボックス】は敷地内(別紙写真⑩⑪)にありますが、休止中です。水道を開栓せずに引き渡しするため開栓の際は、紀の川市(上下水道経営課)に相談してください。 ・上水道【量水器ボックス】は敷地内に2か所目視にて確認しています。1か所不要の場合撤去等を紀の川市から指導される場合がありますが、これらの撤去等に係る費用は買受人の負担となります。 ・公共下水道はありますが、接続に関する申請、協議、工事費用等は買受人負担となります。 ・令和7年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始しています。 ・本物件が電波障害の対象地域と判明した場合、共聴ケーブル(共用アンテナ)また、有料ケーブル等を利用する必要があります。この場合、それに係る費用(設備、新規加入料、及び月々の受信料等)は買受人の負担となります。 ・埋設物調査、土壌汚染、地盤に関する調査は実施しておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、和歌山県は責任を負いません。 ・記載事項と現状が異なる場合は現状を優先します。 ・当該敷地の使用(工事等)にあたっては、近隣住民への配慮を忘れないようお願いします。 ・物件調書は参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、参加者自身において、現地確認及び諸規制についての確認をお願いします。 ・上記の記載事項を含め、隣接所有者、近隣者または関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、和歌山県は協議または協議の結果について一切関与いたしません。 ・詳細については、管財課に問い合わせください。
-----	--

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年10月20日	不動産番号	1711000110551
地図番号	Q14-33-1	筆界特定	余白		
所 在	那賀郡貴志川町大字長山字荒子谷				余白
	紀の川市貴志川町長山字荒子谷				平成17年11月7日行政区画変更 平成17年11月14日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
277番480	宅地	245	12	277番1から分筆 〔昭和53年2月20日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日	
余白	余白	244	95	③錯誤 国土調査による成果 〔平成23年2月9日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和54年5月15日 第19760号	原因 昭和54年5月4日売買 所有者 東京都新宿区南元町23番地 公 立 学 校 共 済 組 合 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日
2	所有権移転	平成11年10月27日 第11941号	原因 平成11年9月10日売買 所有者 和 歌 山 県

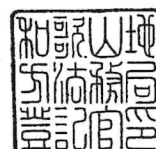


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月6日
和歌山地方法務局

登記官

芝 正 教



- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88648 (1/8) 1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年10月20日	不動産番号	1711000110552
地図番号	Q14-33-1	筆界特定	余白		
所 在	那賀郡貴志川町大字長山字荒子谷				余白
	紀の川市貴志川町長山字荒子谷				平成17年11月7日行政区画変更 平成17年11月14日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
277番481	宅地	244	16	277番1から分筆 〔昭和53年2月20日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日	
余白	余白	243	31	③錯誤 国土調査による成果 〔平成23年2月9日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和54年5月15日 第19760号	原因 昭和54年5月4日売買 所有者 東京都新宿区南元町23番地 公 立 学 校 共 済 組 合 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日
2	所有権移転	平成11年10月27日 第11941号	原因 平成11年9月10日売買 所有者 和 歌 山 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

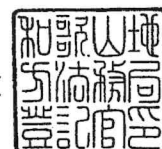
令和6年12月6日
和歌山地方法務局

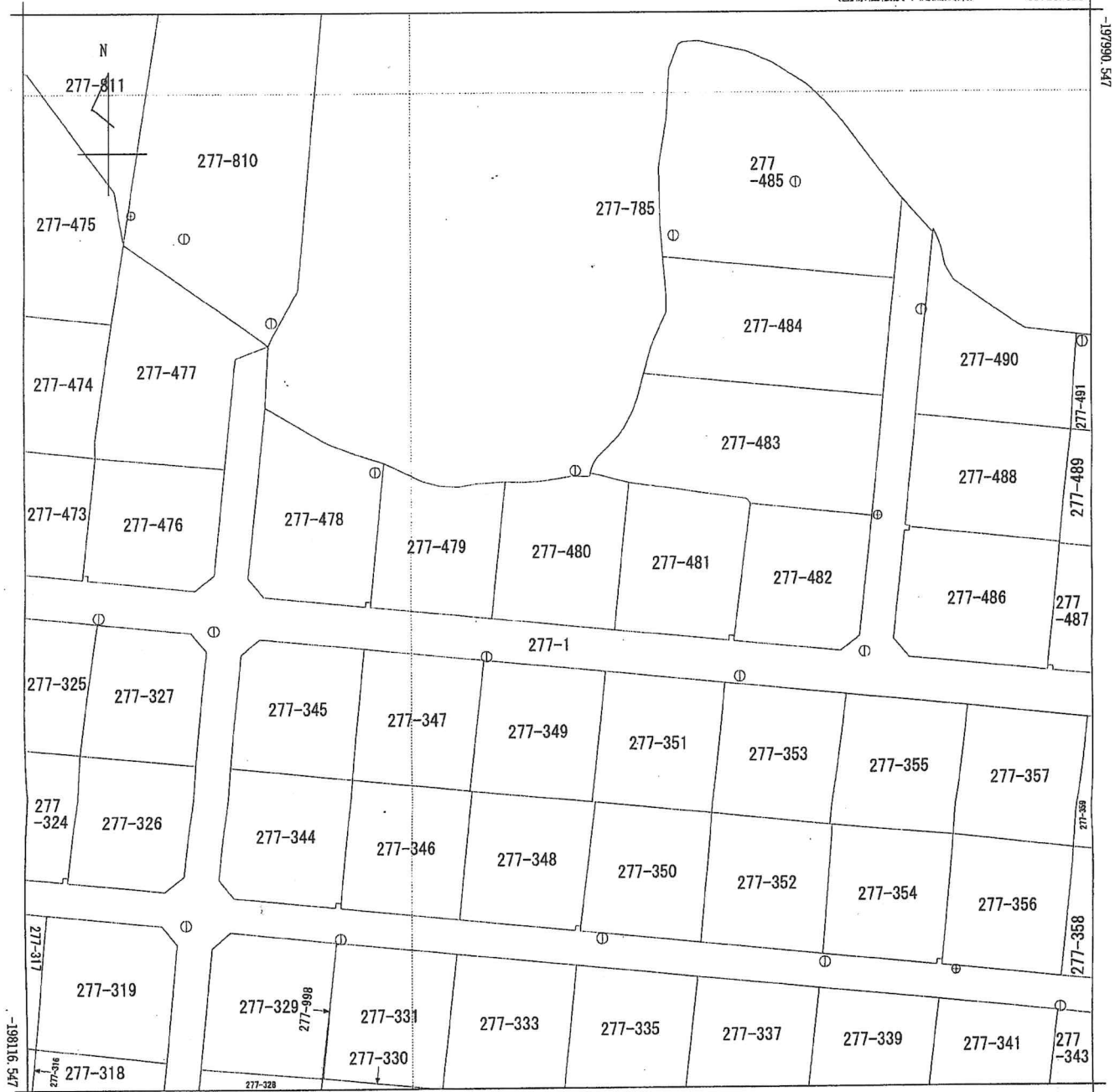
登記官

芝 正 教

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88648 (2/8) 1/1



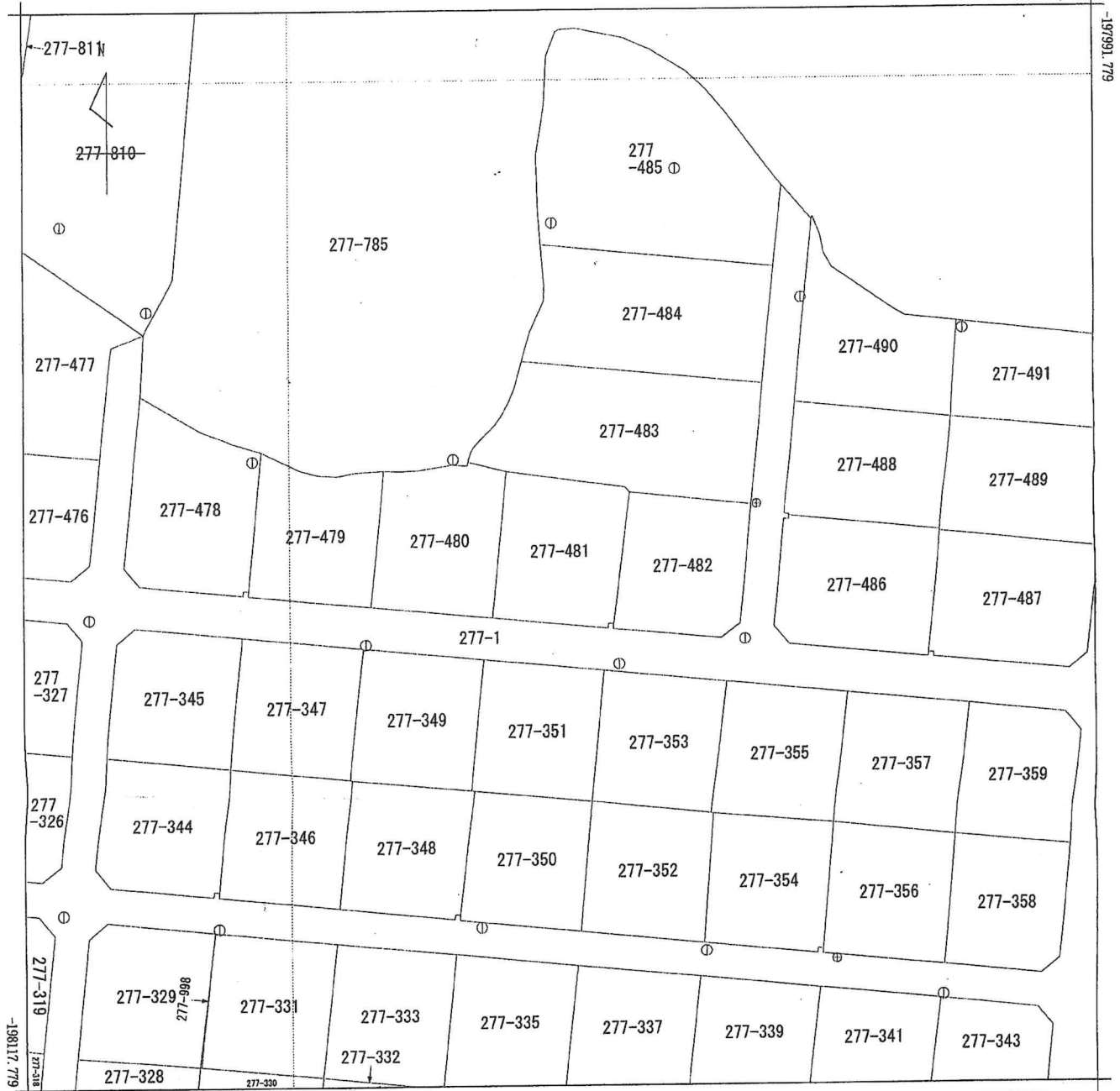


-65845.025

(座標値種別：測量成果)

地番区域見出
貴志川町長山

請求部分	所 在 紀の川市貴志川町長山字荒子谷					地 番	277番480			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅵ	分類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種類	地籍図
作成年月日	平成21年3月				備付年月日(原図)	平成23年2月18日		補記事項		



-65830.688

(座標値種別：測量成果)

地番区域見出

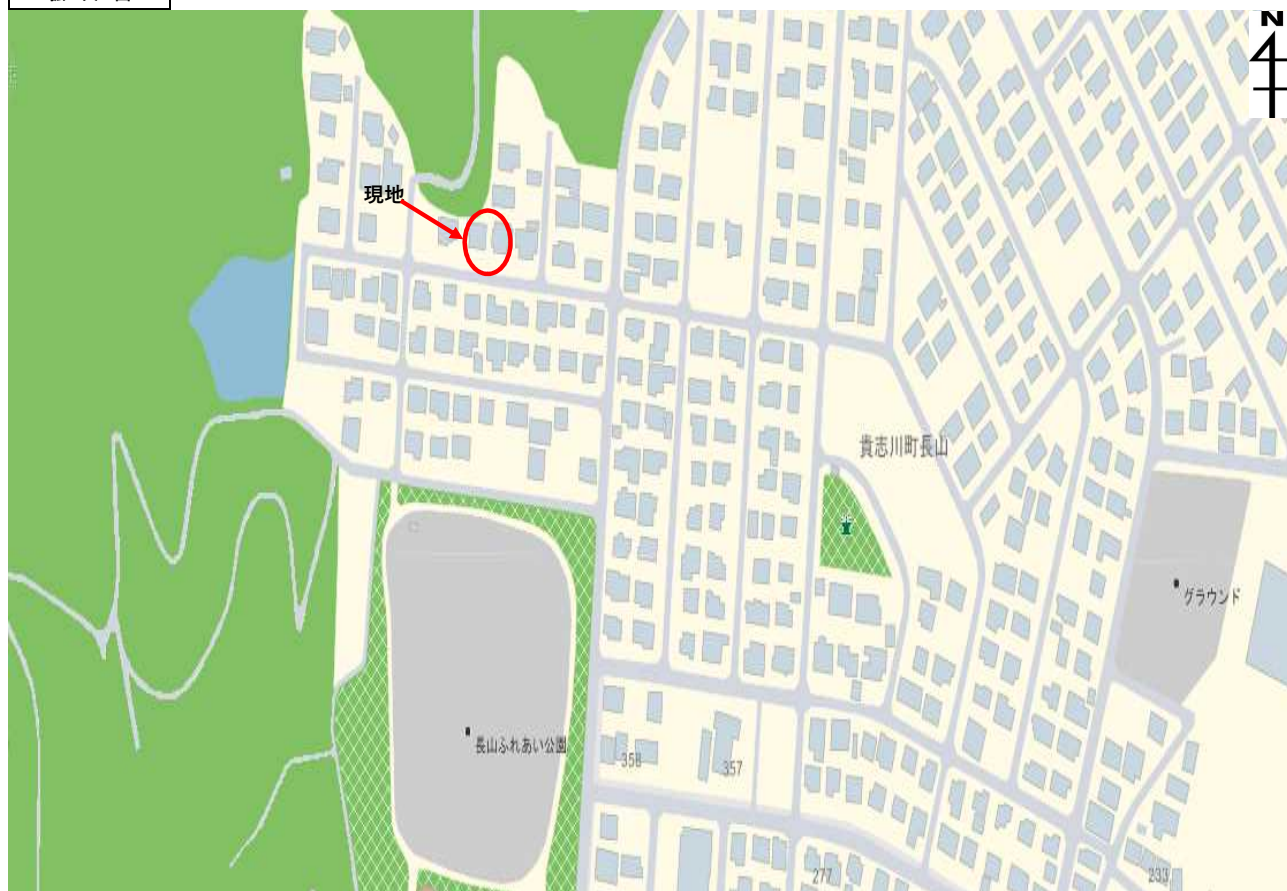
貴志川町長山

請求部	所在	紀の川市貴志川町長山字荒子谷				地番	277番481			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成21年3月				備付年月日(原図)	平成23年2月18日		補記事項		

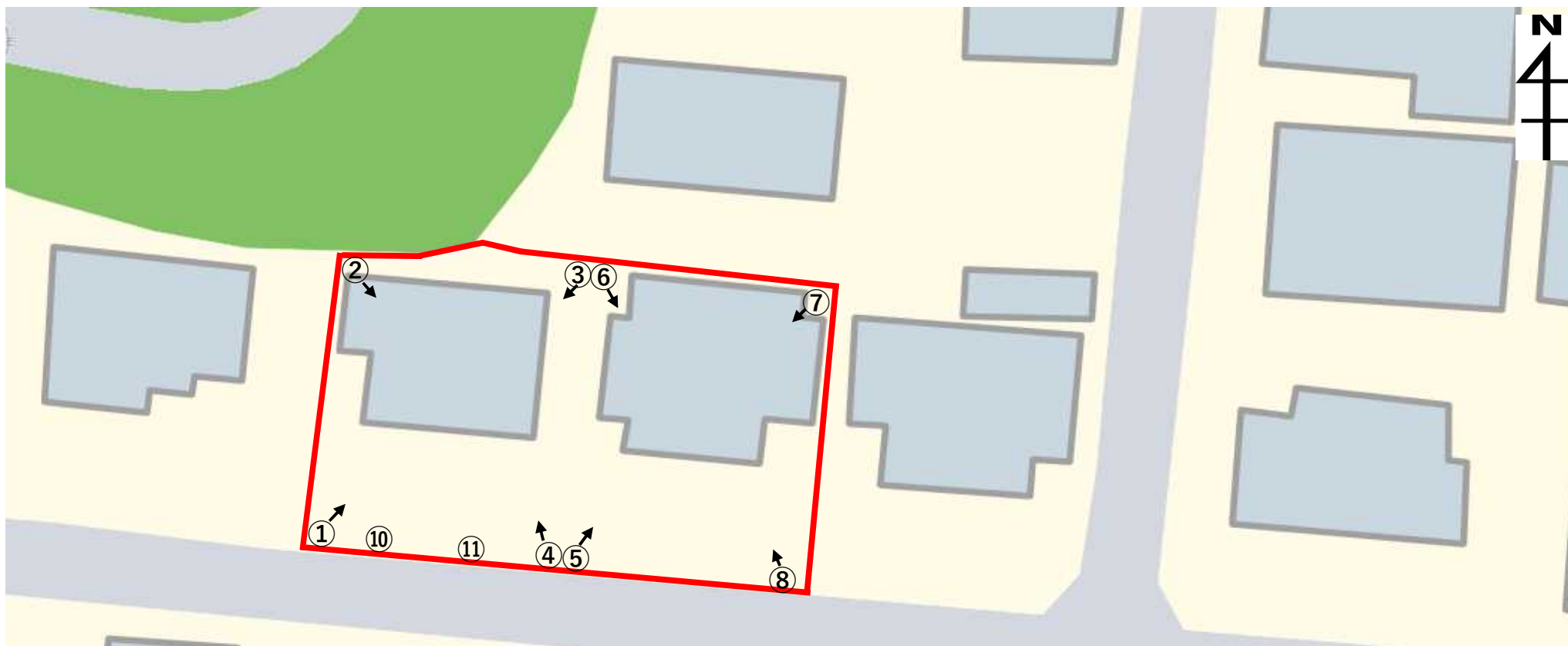
位置図



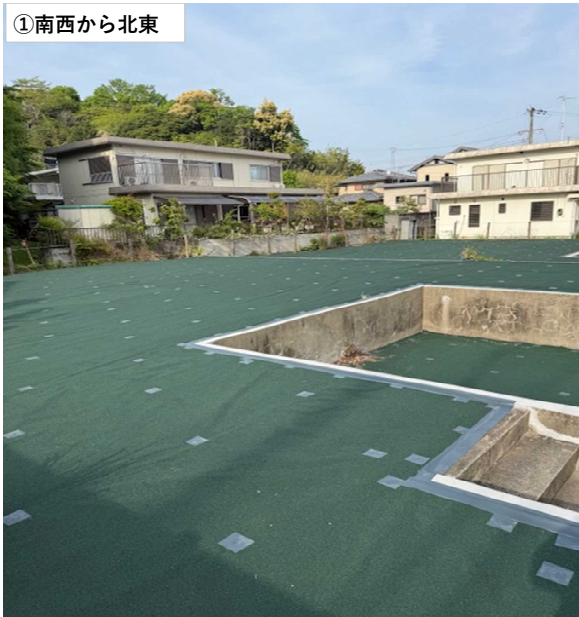
拡大図



写真撮影位置



①南西から北東



④南から北西



②北西から南東



⑤南から北東



③北から南西



⑥北から南東



⑦北東から南西



⑩敷地内量水器ボックス



⑧南東から北西



⑪敷地内量水器ボックス



⑨敷地内排水溝



一筆図形

地籍図番号

紀0433-1

所在 貴志川町長山 荒子谷 (05110 00008)

地番 277-480

地目 宅地

地積 244.95㎡ (実測: 244.9529905㎡)

番号	筆界点名	X座標	Y座標	辺長(m)	方向角
1	804-709	-198045.355	-65788.968	2.068	91° 41' 25"
2	804-708	-198045.416	-65786.901	2.010	87° 19' 11"
3	804-707	-198045.322	-65784.893	3.910	81° 20' 7"
4	804-706	-198044.733	-65781.028	1.932	92° 18' 52"
5	804-705	-198044.811	-65779.098	0.433	11° 59' 2"
6	804-704	-198044.387	-65779.008	4.627	104° 2' 43"
7	804-703	-198045.510	-65774.519	17.281	185° 37' 8"
8	804-702	-198062.708	-65776.211	14.390	275° 37' 23"
9	804-710	-198061.298	-65790.532	16.020	5° 36' 10"

所在 貴志川町長山 荒子谷 (05110 00008)

地番 277-481

地目 宅地

地積 243.31㎡ (実測: 243.3174495㎡)

番号	筆界点名	X座標	Y座標	辺長(m)	方向角
7	804-703	-198045.510	-65774.519	13.997	97° 53' 48"
10	804-701	-198047.433	-65760.655	0.768	140° 23' 7"
11	804-699	-198048.025	-65760.165	15.612	187° 1' 25"
12	804-700P3	-198063.520	-65762.074	0.590	275° 38' 35"
13	804-700P2	-198063.462	-65762.661	0.590	187° 0' 17"
14	804-700P	-198064.048	-65762.733	13.544	275° 40' 40"
8	804-702	-198062.708	-65776.211	17.281	5° 37' 8"

公用

世界測地系 (TKY2JGD. par Ver. 2.1.1)

最新の登記記録と合致しない場合がありますので、

必ず登記所でご確認下さい。

令和7年 5月 7日

紀の川市役所 建設部 建設総務課

縮尺 1:250

物件番号 4

和歌山（紀泉台）教職員住宅跡地

予定価格

1 6 , 8 0 0 , 0 0 0 円

物件調書

財産の名称	和歌山(紀泉台)教職員住宅跡地
所在地	①岩出市紀泉台393番 ②岩出市紀泉台394番

【土地】

公簿面積(実測)		①258.29 ②254.21	①(258.29) ②(254.21)	m ²	地目	①宅地 ②宅地	現況	①宅地 ②宅地
幅員及び接道状況		南側で幅員約5.0mの舗装市道(紀泉台団地2号線)に約1.2m高位、西側で幅員約11.5mの舗装市道(紀泉台団地1号線)に接面						
法令等に基づく制限	都市計画区域	都市計画区域・非線引都市計画区域						
	用途地域	-			建ぺい率	70%	容積率	200%
	防火地域	-			高度地区	-		
	風致地区	-			日影規制	-		
	その他制限	宅地造成等工事規制区域、土砂災害警戒区域(土石流・一部急傾斜地の崩壊)、景観計画区域、屋外広告物区域						
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	-			
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事業所名			連絡先		施設整備状況
	電 気	可						
	公営水道	可	岩出市上下水道業務課上水道係			(代表)0736-62-2141		
	公共下水道	可	岩出市上下水道業務課下水道係			(代表)0736-62-2141		
	都市ガス	無						
	特記事項							
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
最寄りの公共機関等 (徒歩・自動車での所要時間)		岩出根来インターチェンジ			徒歩	約 25 分	自動車	約 5 分
		岩出市役所			徒歩	約 64 分	自動車	約 13 分
		JR西日本(阪和線)紀伊駅			徒歩	約 67 分	自動車	約 14 分
		JR西日本(和歌山線)岩出駅			徒歩	約 73 分	自動車	約 15 分
近隣の状況等		日用品店舗、小学校、医院、金融機関等は徒歩約30分圏内に所在する。						
交通機関		JR西日本阪和線「紀伊」駅の北東方約5.2mの地点 JR西日本和歌山線「岩出」駅の北西方約5.7mの地点						

【土地】

備考欄	・当該敷地は和歌山(紀泉台)教職員住宅跡地です。 ・建物等については令和5年3月23日に撤去が完了し更地になっています。 ・当該敷地内には、目視確認にて下記の物が残存していますが、その他、残存物がある可能性があります。 ○敷地外周杭 ○トラロープ ○防草シート ○排水溝 ○汚水桝 ・上記残存物含め現状有姿での引き渡しとなるため、これらの撤去等に係る費用は買受人の負担となります。 ・上水道【量水器ボックス】は敷地内にありますが、休止中です。水道を開栓せずに引き渡すため開栓の際は、岩出市(上下水道業務課)に相談してください。 ・公共下水道はありますが、接続に関する申請、協議、工事費用等は買受人負担となります。 ・令和7年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始しています。 ・本物件が電波障害の対象地域と判明した場合、共聴ケーブル(共用アンテナ)また、有料ケーブル等を利用する必要があります。この場合、それに係る費用(設備、新規加入料、及び月々の受信料等)は買受人の負担となります。 ・埋設物調査、土壌汚染、地盤に関する調査は実施しておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、和歌山県は責任を負いません。 ・記載事項と現状が異なる場合は現状を優先します。 ・当該敷地の使用(工事等)にあたっては、近隣住民への配慮を忘れないようお願いします。 ・物件調書は参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、参加者自身において、現地確認及び諸規制についての確認をお願いします。 ・上記の記載事項を含め、隣接所有者、近隣者または関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、和歌山県は協議または協議の結果について一切関与いたしません。 ・詳細については、管財課に問い合わせください。
-----	---

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年10月20日	不動産番号	1711000132025
地図番号	M2-54-3	筆界特定	余白		
所在	那賀郡岩出町大字紀泉台				余白
	岩出市紀泉台				平成18年4月1日市制施行 平成18年4月10日登記
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
40番393	宅地	269	87	40番1から分筆 〔昭和54年2月9日〕	
393番	余白	余白		①変更 〔昭和54年2月13日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日	
余白	余白	258	29	③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年9月2日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和57年7月7日 第7609号	原因 昭和57年6月15日売買 所有者 東京都新宿区南元町23番地 公立学校共済組合 順位2番の登記を移記
	付記1号 1番登記名義人表示変更	平成15年3月28日 第2589号	原因 平成13年1月9日主たる事務所移転 主たる事務所 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5 代位者 和歌山県 代位原因 平成15年3月10日売買の所有権 移転登記請求権
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日
2	所有権移転	平成15年3月28日 第2590号	原因 平成15年3月10日売買 所有者 和歌山県



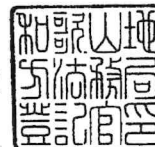
これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月6日

和歌山地方務局

登記官

芝 正 教



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を示すものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88648 (4/8)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年10月20日	不動産番号	1711000132026
地図番号	M2-54-3	筆界特定	余白		
所 在	那賀郡岩出町大字紀泉台				余白
	岩出市紀泉台				平成18年4月1日市制施行 平成18年4月10日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
40番394	宅地	242	03	40番1から分筆 〔昭和54年2月9日〕	
394番	余白	余白		①変更 〔昭和54年2月13日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日	
余白	余白	254	21	③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年9月2日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和55年8月9日 第7559号	原因 昭和55年7月18日売買 所有者 東京都新宿区南元町23番地 公 立 学 校 共 済 組 合 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成13年3月22日 第3081号	原因 平成13年1月9日主たる事務所移転 主たる事務所 東京都千代田区神田駿河台二丁 目9番5 代位者 和 歌 山 県 代位原因 平成13年3月10日売買による所 有権移転登記請求権
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年10月20日
2	所有権移転	平成13年3月22日 第3082号	原因 平成13年3月10日売買 所有者 和 歌 山 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月6日
和歌山地方法務局

登記官

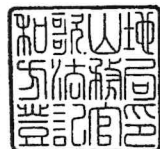
芝 正 教

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 上線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88648 (5/8)



1/1

(座標値種別：測量成果)

-65245.381

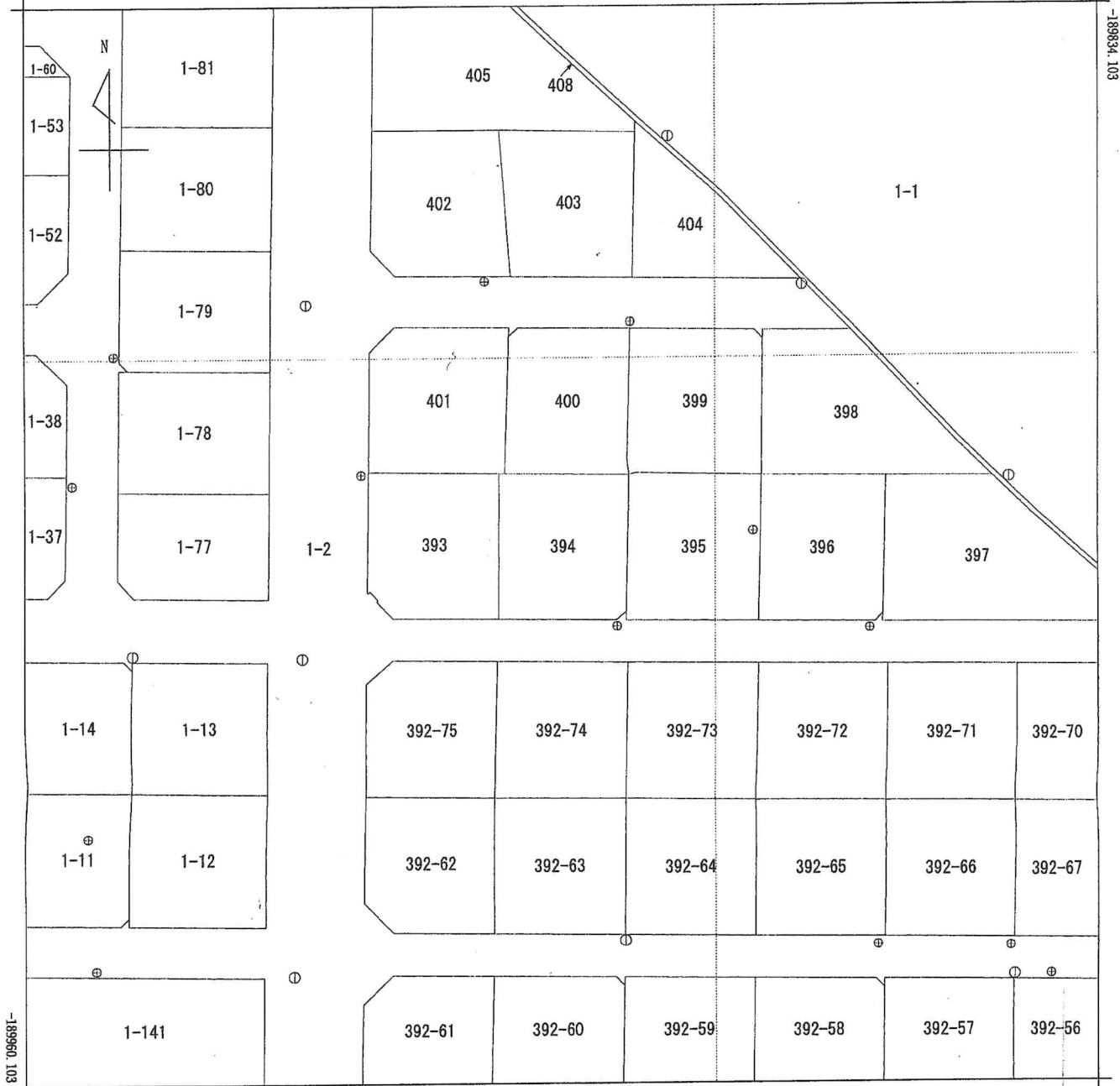


-65370.381

(座標値種別：測量成果)

地番区域見出
紀泉台

請 求 部 分	所 在 岩出市紀泉台					地 番 393番				
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅵ	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	平成26年3月				備 付 年 月 日 (原 図)	平成26年9月3日			補 事 記 項	

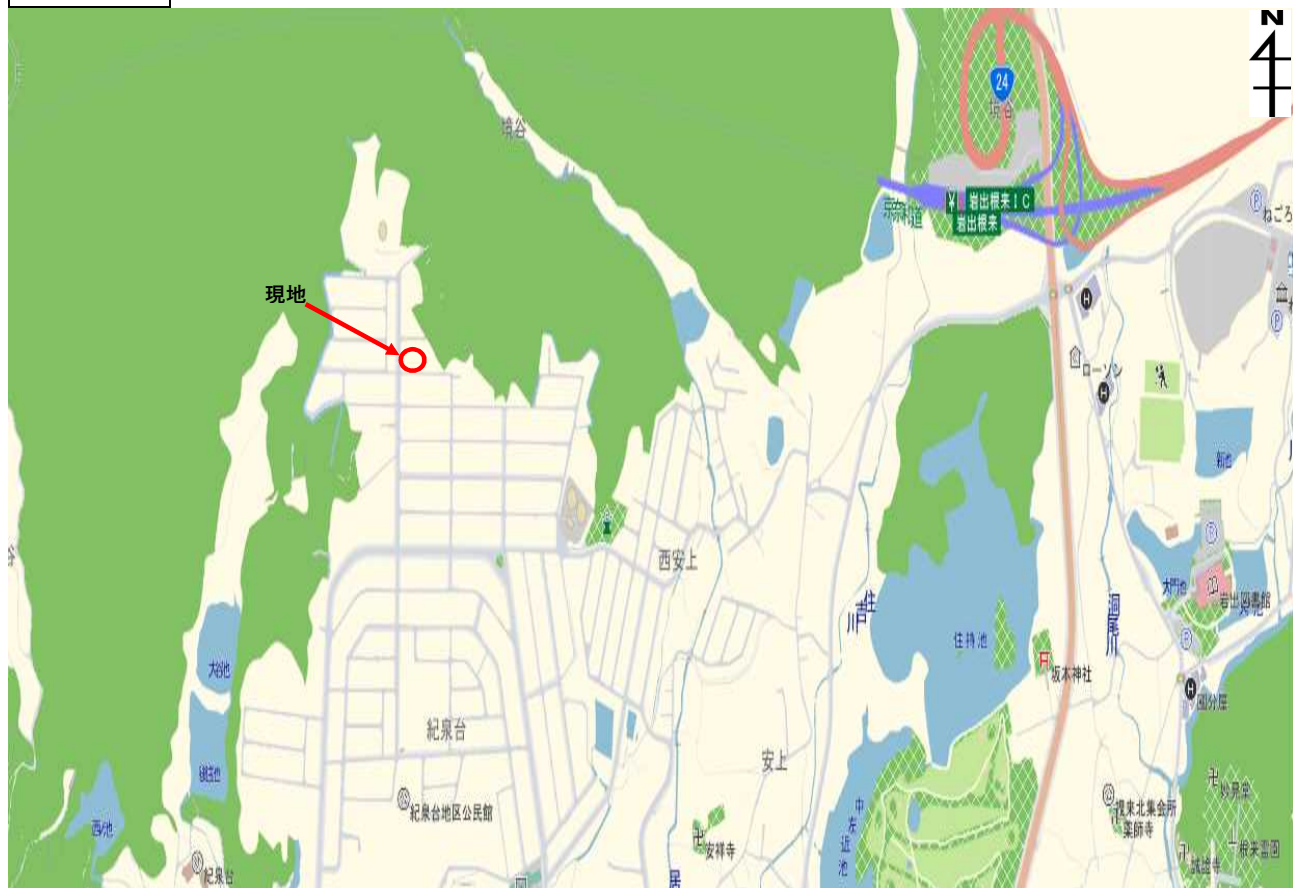


-65355.095 (座標値種別：測量成果)

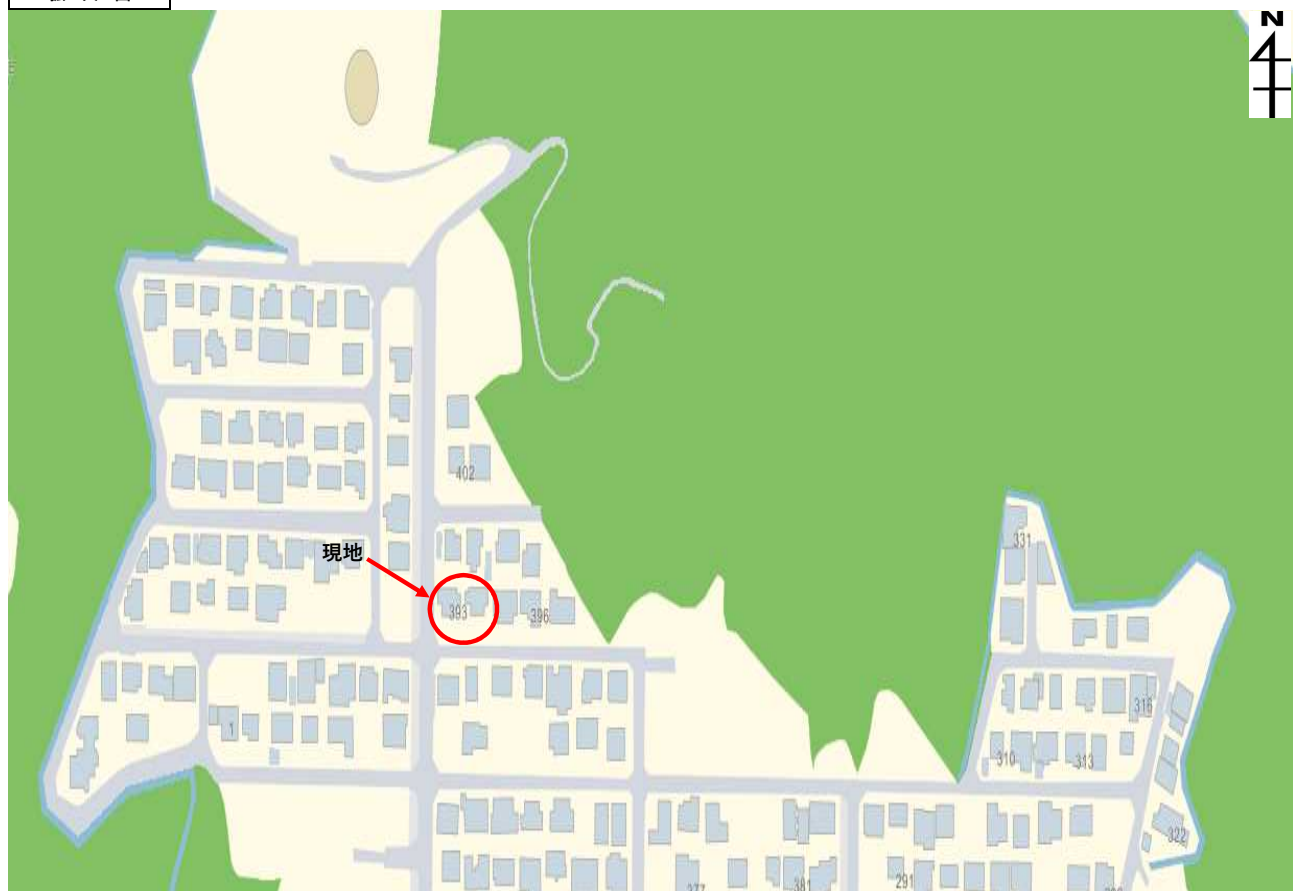
地番区域見出
紀泉台

請求部	所在地	岩出市紀泉台					地番	394番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図	
作成年月日	平成26年3月				備付年月日(原図)	平成26年9月3日		補記事項			

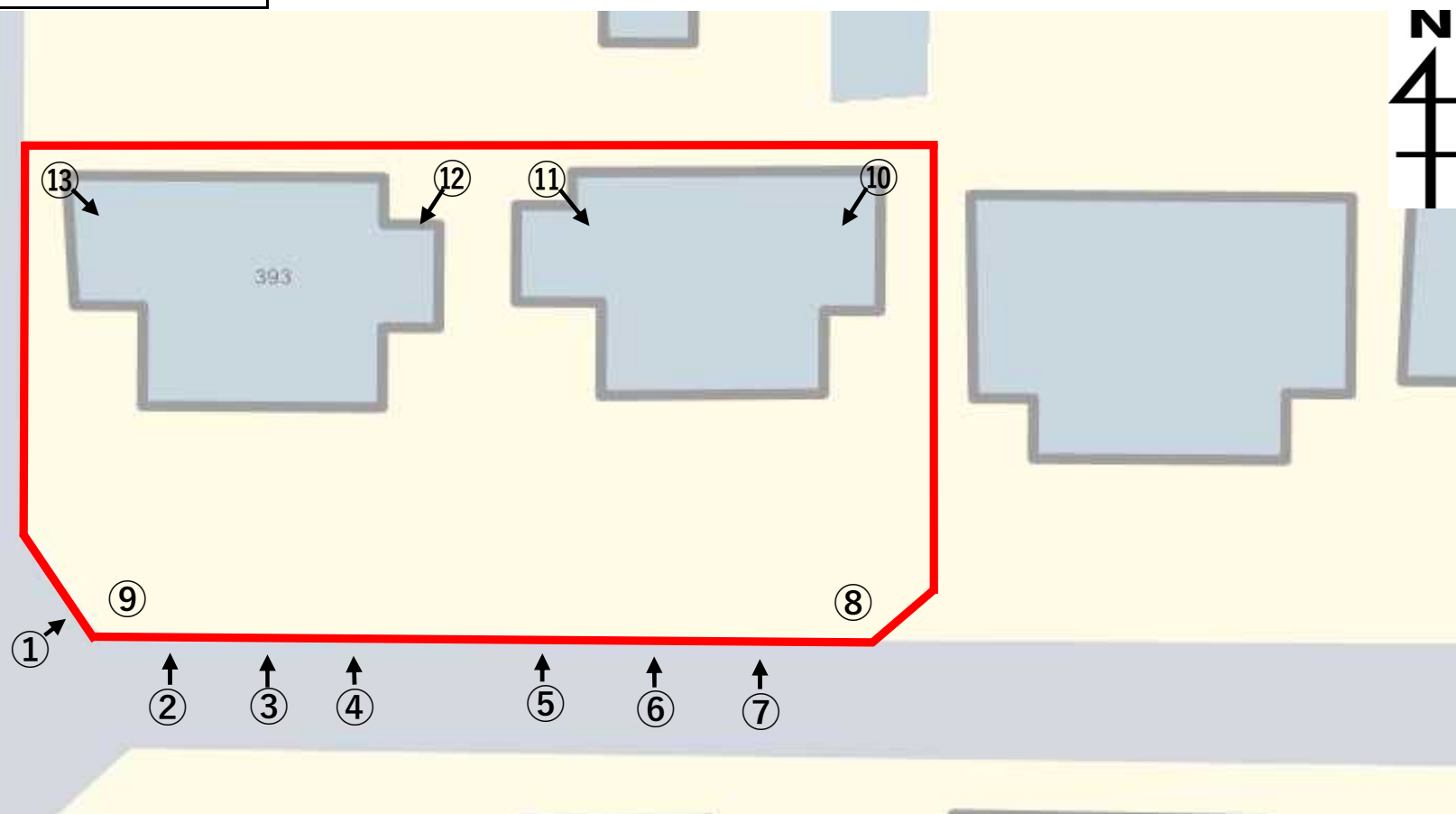
位置図



拡大図



写真撮影位置



①南西から北東



④南から北



②南から北



⑤南から北



③南から北



⑥南から北



⑦南から北



⑩北東から南西



⑧敷地内汚水樹



⑪北から南東



⑨敷地内汚水樹



⑫北から南西

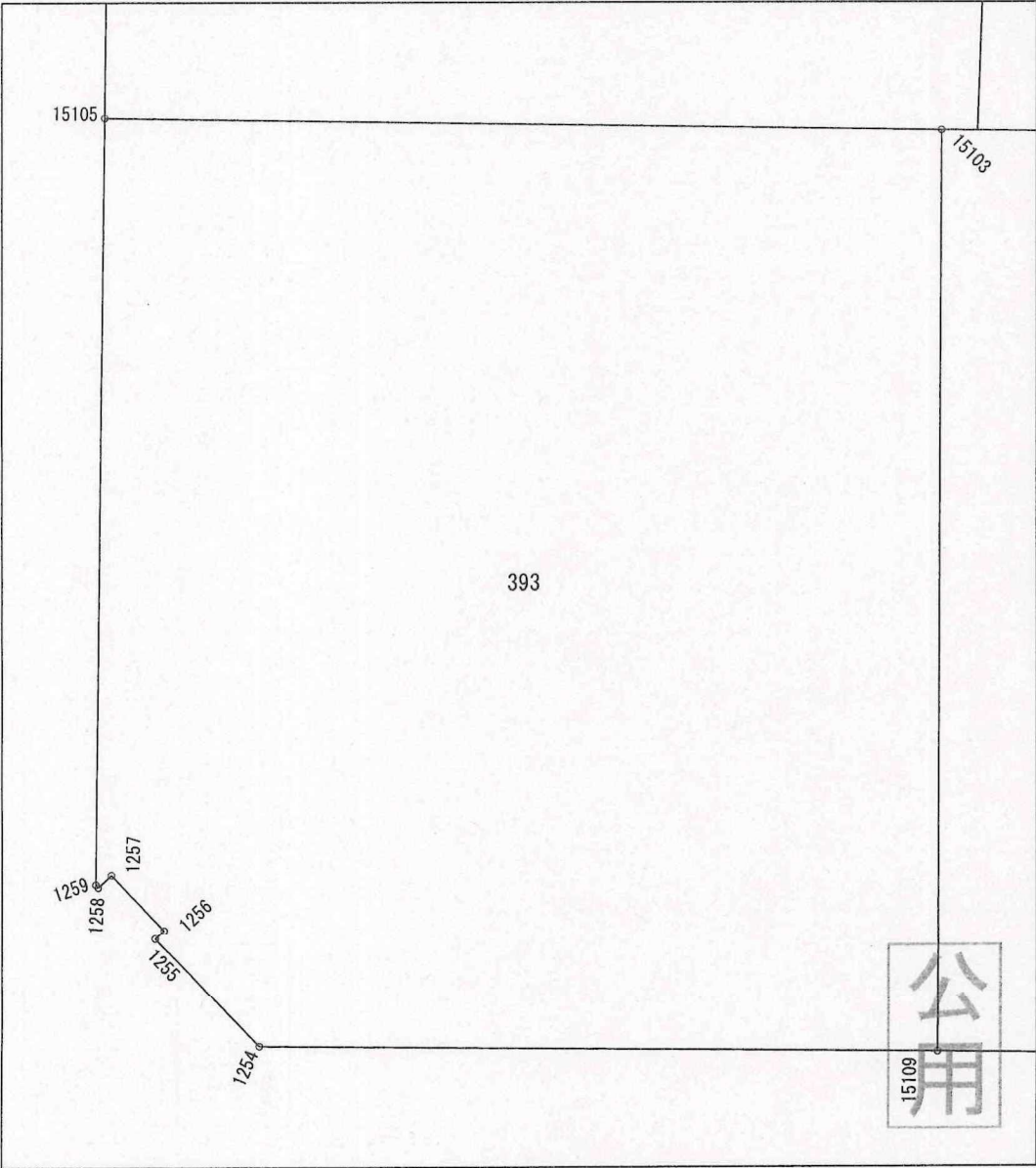


⑬北西から南東



座標値一覧表

所 在	紀泉台
地 番	393
地 目	宅地
地 積	258.29㎡（実測：258.2963230㎡）



番号	筆界点名	X座標	Y座標	辺長(m)
1	15109	-189905.519	-65300.182	12.452
2	1254	-189905.395	-65312.633	2.778
3	1255	-189903.387	-65314.552	0.226
4	1256	-189903.233	-65314.387	1.410
5	1257	-189902.214	-65315.361	0.335
6	1258	-189902.441	-65315.608	0.069
7	1259	-189902.388	-65315.652	14.123
8	15105	-189888.266	-65315.485	15.376
9	15103	-189888.504	-65300.111	17.015

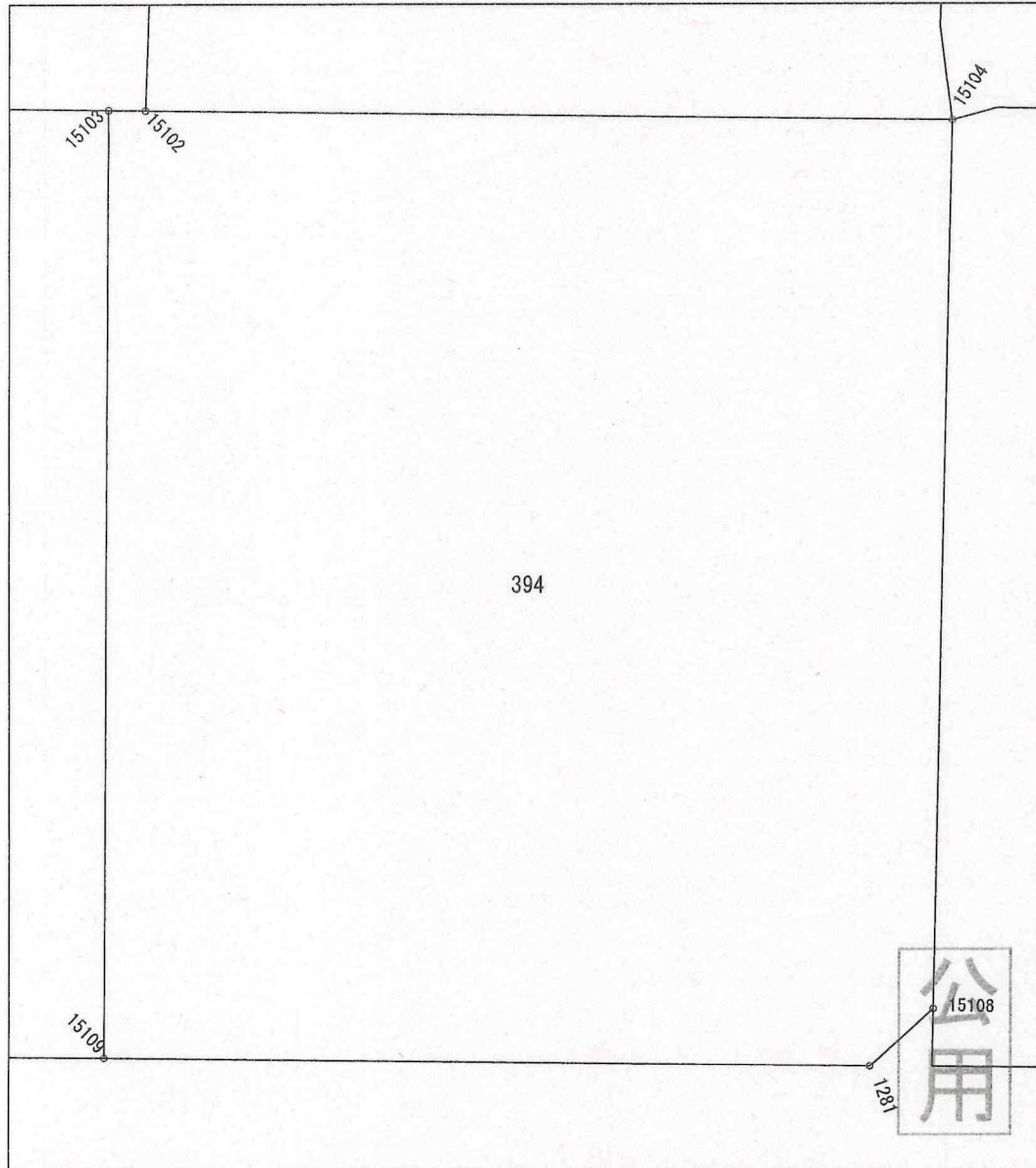
発行するデータについては、法務局送付後の分合筆や修正等の処理がされていません。
法務局において14条地図や土地登記簿を再度確認してください。

令和7年 4月28日 岩出市事業部土木課

(数値測量地区世界測地系)

座標値一覧表

所 在	紀泉台
地 番	394
地 目	宅地
地 積	254.21m ² (実測 : 254.2124815m ²)



番号	筆界点名	X座標	Y座標	辺長(m)
1	15108	-189904.698	-65285.332	1.514
2	1281	-189905.702	-65286.465	13.718
3	15109	-189905.519	-65300.182	17.015
4	15103	-189888.504	-65300.111	0.662
5	15102	-189888.510	-65299.449	14.441
6	15104	-189888.691	-65285.009	16.010

発行するデータについては、法務局送付後の分合筆や修正等の処理がされていません。
法務局において14条地図や土地登記簿を再度確認してください。

令和7年 4月28日 岩出市事業部土木課

(数値測量地区世界測地系)